~~限定公募型指名競争入札・~~
制限付一般競争入札用

令和６年度

現　場　説　明　書

工事名　鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事

令和６年７月１８日
鳥　取　県

［１］一般事項

１　事務手続

鳥取県建設工事執行規則並びに鳥取県総務部営繕工事執行要領による。

２　数量公開

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

３　入札時積算数量書活用方式

本工事は、鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領を適用する工事である。入札時積算数量書活用方式については（別記）によること。

４　質問書

本工事に関し、質問が有る場合、令和６年７月２４日までに電子入札システムの所定の画面に入力すること。なお、質問の無い場合、入力は不要である。

各質問への回答については、令和６年７月２６日までに電子入札システムの所定の画面においてまとめて閲覧に供する。

５　契約事務

落札者は、鳥取県土整備事務所建設総務課に出向き、請負契約事務及び施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

６　その他

(1) 工事の一部を下請けさせる場合は、「施工体制台帳」（再下請負通知書を含む。）及び「施工体系図」を２部、下請契約締結後２０日以内に提出すること。

(2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) この工事の施工にあたっては別紙－１に示す事項に従うこと。

(4) 元請負人、下請注文者及び下請負人は、建設業法第 20 条第１項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。
その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費（事業主負担分）を内訳明示した標準見積書の提示を下請負人に求め、これを尊重すること。

［２］特記事項
１［施工条件明示事項］

（別紙－２）　・有　　・無

２［工事成績評定］

本工事は、工事評定要領に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。~~工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ〕に該当するため。~~

~~ア　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計　金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、２５０万円未満の建築・設備工事~~

~~イ　災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~

~~ウ　機器の納品、部品取替等の工事~~

~~エ　工事目的物を伴わない工事~~

［３］設計等留意事項

・　施設を運営しながらの工事であるため、工事着手前に施設管理者及び監督員と協議し、施設利用者等の安全確保に十分注意して工事を行うこと。また、仮設計画においても、施設利用者等の動線に十分に配慮すること。

・　工程表、仮設計画の作成にあたっては、監督員、施設関係者と事前協議を行うものとし、監督員の確認を得た後、現場に着手すること。

・　工事施工にあたっては、腕章もしくは名札を着用し、工事関係者とわかるようにすること。

・　一部空港制限区域内での作業となるため、制限区域への入退場方法について鳥取空港管理事務所及び監督員と調整を行うこと。

・　制限区域内等におけるクレーン作業等については、各種制限があるため空港管理事務所の指示に従うこと。

・　ねんりんピック開催期間及びその前後（１０月１８日から１０月２３日まで）は工事を休工とすること。

（別記）

1．入札時積算数量書活用方式の適用

（1）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

よって、入札手続き時に、入札時積算数量書の細目別内訳を提出していない場合には、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じても、協議の対象にならない。

また、入札時積算数量書の参考資料である入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量に疑義が生じた場合については、入札時に質問書が提出された場合に限り、発注者側で質問内容を確認の上、必要に応じて発注者及び受注者は、入札時積算数量書別紙明細に基づき、工事請負契約の締結後において、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

（2）受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

（3）受注者からの請求による（1）の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

（4）（1）の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

（5）（1）の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2．入札閲覧設計書に対する質問

（1）この入札閲覧設計書（入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細を含む。）に対する質問がある場合においては、電子入札システムにより提出するものとする。

3．工事費内訳書の提出

（1）第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書及び封印した入札書を同封して郵送するものとする。

（2）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。

（3）工事費内訳書は、1．（3）の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１ 下請関係の合理化について

（１）鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成 27 年 3 月 19 日付第 201400194303 号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、抵触する行為は行わないこと。
（２）この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「鳥取県総務部が発注する建設工事における適正な価格による下請契約に関する取扱いについて」（平成 26 年 12 月 24 日付第 201400108286 号総務部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
（３）中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
（４）鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領（平成 19 年 8 月 15 日付第 200700071998 号県土整備部長通知）第５条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から 20 日以内に発注者へ提出しなければならない。
（５）工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
（６）この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成 16 年 3 月 11 日付管第 2311 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。また、受注者は下請業者を使用する場合に当っては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。

２ 建設資材等について

（１）工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
（２）この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
（３）工事に要する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
（４）リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
①県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
②県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
（５）工事に使用する資材については、極力有害性ＶＯＣ（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

３ 工事の安全確保について

（１）この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
（２）労働安全衛生法第 59 条、第 60 条の２に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。
（３）この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事故データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

４ 建設機械の使用について

（１）施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
（２）施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

５ 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

６ ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

（１）積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
（２）さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
（３）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
（４）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
（５）建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（６）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
（７）産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。

７ 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の 燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という）を使用しないこと。
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会いなど協力を 行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正 措置を講じること。

8 建設業退職金共済制度への加入等

（1）受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
（2）受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
（3）受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について

（1）建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
（2）建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
（3）受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、１級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
（4）建設業法第40条の規定により、受注者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
（5）上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

（1）鳥取県暴力団排除条例（平成23年3月鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
（2）工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
（3）この場合において工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

（1）工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
（2）直接的雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間(3か月以上)にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が組織として有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他

（1）本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
（2）コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
（3）建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
（4）特定フロンの使用の削減に努めること。
（5）労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
（6）本工事が、発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

調査票を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。

公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等

に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

特 記 事 項　［施工条件明示事項］

令和６年３月改正

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。　〔鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事〕

項目	明 示 事 項	条 件
[1] 工程	１．他工事との調整	工事名 ＿＿＿＿ 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 本工事の請負者は、上記関連業者と共に建設協議会を組織し、（当該協議会の代表者となって）全社協力のもとで安全管理に留意すること。
	[2]．施工時期、施工時間及び施工方法の制限	制限される工事 [・] 施工時間　・ 制限の内容　作業は原則平日の 8:30～17:15 までとする。
	[3]．関係機関等との協議	本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。
	４．工事の指定部分	＿＿＿＿ については、 年　月　日までに完成させること。
	５．地下埋設物等の調査 地下埋設物の移設が予定されている場合	工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気通信・ガス・その他　　　）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道下水道・電気・通信・ガス・その他　　　）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ・ 移設機関
	[6]．週休２日促進工事	本工事は、営繕工事における週休２日促進工事実施要領（試行）の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の規定に従い週休２日工事を実施すること。
[2] 用地	[1]．工事用車輌の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 [・]原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
[3] 公害対策	[1]．機械施設等の制限	内　容 関係法令を遵守すること。
	２．工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合	・近隣家屋等の　・事前事後の状況を写真を付して記録し　・事後（　　　）の調査を行い万全を期して施工すること。 ・工事概要について住民説明を行うこと。 ・近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、県が行う対応等に協力すること。
[4] 安全対策	[1]．交通安全施設等の指定	[・]一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員Ａ　　人　交替要員　　人　１日あたり合計　　人　配置日数　　日 工事全体合計　　　人・日 交通誘導員Ｂ 240 人　交替要員　－ 人　１日あたり合計 ２ 人　配置日数 120 日 工事全体合計　240 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者を言う。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第１４条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合場交通誘導員Ｂを配置していることとみなす。
[5] 工事用道路	[1]．一般道路を搬入路として使用する場合	[・]運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。
	・（ア）工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合	・制限の内容
	・（イ）搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合	・処置の内容
	２．仮道路を設置する場合	・幅員　　m　・延長　　m　・切込砕石 厚　　cm　・その他 ・工事終了後の処置

項目	明　示　事　項	条　　件
6 仮設備	1. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは ＿＿＿＿＿＿ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として ＿＿＿＿＿＿ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の ＿＿＿＿＿＿ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建設副産物の処理	1．建設発生土の処理	・建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書（https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm）により適切に対応すること。
	・(ア)他工事等流用	建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ 工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）するものとする。
	・(イ)建設技術センター	建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）するものとする。 なお、処理費として１ｍ^{3}当り＿＿＿円をセンターに支払うこと。
	・(ウ)民間残土受入地	建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）するものとする。なお、処理費として１ｍ^{3}当り＿＿＿円を＿＿＿に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/㎡以上）
	2．分別解体等	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。
	3．再資源化施設への搬出	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	(施設の名称・受入れ費用)	コンクリート塊 ＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ (運搬距離＿＿＿km)、費用１ｔ当たり＿＿＿円 アスファルト塊 ＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ (運搬距離＿＿＿km)、費用１ｔ当たり＿＿＿円 建設発生木材 ＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ (運搬距離＿＿＿km)、費用１㎥当たり＿＿＿円 その他(　　) ＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ (運搬距離＿＿＿km)、費用１ｔ当たり ＿＿＿円
	(受入れ時間帯) (受入れ条件)	８時～１７時（平日） ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿cm以下、長さ＿＿＿m以下であること。 エ　２次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。
	4．最終処理等	＿＿＿＿＿＿については、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿＿＿km）を想定し、その費用として１㎡当り＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。
	5. 産業廃棄物処理	建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。
	6．産業廃棄物の処理に係る税	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、＿＿＿円見込んでいる。
8 建設副産物の使用	1．建設発生土の使用	＿＿＿＿＿＿工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書（https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm）により適切に対応すること。
	2．再生資源の使用	ア　Co雑割材は、＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿に使用する。 イ　アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿に使用する。 ウ　・再生クラッシャーラン〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿に使用する。 　　・再生コンクリート砂〔規格：RS-　　〕は、使用箇所：＿＿＿に使用する。 エ　再生加熱アスファルト混合物〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿に使用する。 オ　その他再生資材〔資材名：　　〕〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿に使用する。

項目	明　示　事　項	条　件
9 支物 障件	1．地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合	移設・撤去 防護等の方法 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
10 濁処 水理	1．排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
11 その他	1．工事実績情報の登録	工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は工事契約後10日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。
	2．支給材料及び貸与品がある場合	品　名　　　　数　量 品質、規格又は性能 引渡場所　　　　引渡時期
	3．工事用電力等を指定する場合	内　容
	4．自社施工 （塗装、畳、防水、造園、屋根、板金工事）	本工事においては、　　　工（　　　工を除く）のうち、〔　　　千円まで・全て〕の部分は鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより、自社施工しなければならない。
	5．景観評価	ア　本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。 イ　景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。
	6．提出書類	・工事履行報告書（毎月提出） ・工事週報（施設用） ・
	7．石綿含有建材の事前調査結果の掲示について	大気汚染防止法（第18条の15）及び石綿障害予防規則（第3条及び第4条の2）（次号において、「大気汚染防止法等」という。）による調査結果の掲示を行うこと。（公共建築改修工事標準仕様書（第9章））
	8．石綿含有建材の事前調査結果の報告について	大気汚染防止法等による調査結果を、石綿事前調査結果報告システムにより、工事場所を所管する鳥取市生活環境課又は県中部・西部総合事務所環境建築局及び労働基準監督署に報告すること。
	9．労災補償に必要な保険の付保	本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。 なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。
	10．墜落制止用器具の着用について	労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
	11．工事における情報共有システムの利用について	発注時の請負対象設計金額が建築工事にあっては20,000千円以上、それ以外の工事にあっては5,000千円以上の工事については、電子納品及び情報共有システム利用の対象工事とする。 なお、情報共有システム利用にあたり、＿６，０００＿円/月を経費に見込んでいる。 また、上記金額未満で請負対象設計金額が２，５００千円以上の工事にあっても、受注者が利用を希望する場合は利用することができる。この場合の利用に係る経費は、監督員と協議すること。
	12．鳥取県建設キャリアアップシステムの活用について	当工事は、鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。活用した場合、発生する経費の一部を設計変更対象とするため、監督員と協議すること。
	13．遠隔臨場	本工事において、遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された最新の「鳥取県営繕工事・建築関係コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】」によること。
	14．そ　の　他	・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ・近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ・契約図書の作成は、落札者において行うこと。

石綿含有建材事前調査結果の掲示 様式例

令和〇年〇月〇日

事前調査結果の掲示

解体等工事の名称	〇〇〇〇〇〇改修工事
解体等工事施工者氏名	〇〇会社〇〇建設
解体等工事の場所	〇〇市〇〇町
工事発注者氏名	〇〇県知事　〇〇　〇〇
事前調査を行った部分	１階 〇〇室、〇〇室 ２階 〇〇室、〇〇室

材料の種類（作業対象）	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視　②設計図書（④を除く） ③分析　④材料製造業者による証明 ⑤材料の製造年月日
	有	みなし	無	
吹付け材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
保温材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
煙突断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用折版断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
耐火被覆材（吹付けを除く、けい酸カルシウム板第２種を含む）	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレート波板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレートボード	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用化粧スレート	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
けい酸カルシウム板１種	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
押出成形セメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
パルプセメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
ビニル床タイル	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
窯業系サイディング	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
石膏ボード／ロックウール吸音天井板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
その他材料	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□

〇〇会社〇〇建設
現場代理人　〇〇　〇〇

※ 石綿障害予防規則第３条第６項及び大気汚染防止法第１８条の１５第５項の規定により、解体等作業に従事する労働者が見やすい箇所、かつ工事の現場において公衆に見やすいように掲示すること。(A3 版)

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針

（目的）

第１条　鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）は、鳥取県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）において、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることにより、県発注工事の生産性向上、元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図るとともに、担い手の育成及び確保を促進し、もって地域の安全・安心を担う建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この指針（別表２及び３を除く。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　元請負人　　県発注工事を県から直接請け負った者をいう。

（２）　下請注文者　県発注工事に係る全ての下請契約の注文者をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人及びこれに続く全ての下請契約の注文者をいう。

（３）　下請負人　　県発注工事に係る全ての下請契約の請負人をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人からその工事の一部を請け負った者及びこれに続く全ての下請契約の請負人をいう。

（県の責務）

第３条　県は、第１条に定める目的の実現に向けて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）をはじめとする関係法令等に基づく措置を適切に講じなければならない。

（下請注文者及び下請負人並びに元請負人の責務）

第４条　下請注文者及び下請負人並びに元請負人は、品確法第８条及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条の 27 の規定等を考慮して、建設産業における生産システム合理化指針（平成３年２月５日付建設省経構発第２号）に示された就労環境・雇用条件等の改善及び適正な施工体制の確立を図るのに必要な措置等のほか、次の各号に掲げる事項について真摯な対応に努めなければならない。

（１）　自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないという建設業法第 19 条の３の規定の趣旨に沿って、各々の対等な立場における合意に基づき、担い手育成及び確保の観点から、少なくとも当該下請契約に該当する部分の県の設計に計上された直接工事費相当額及びこれに必要な法定福利費を確保するとともに、労働安全衛生の確保に必要な費用を含む間接工事費及び企業の経営上必要となる費用を加えた金額が確保された請負契約を締結すること。

（２）　使用する建設労働者の賃金について、公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保すること。

（３）　事業所として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）等の適切な保険に加入し、保険料を適正に納付するだけではなく、施工現場に従事する全ての建設労働者についても適切な保険に加入させること。

（４）　長時間労働の縮減及び計画的な休暇取得の推進、育児又は介護のための休業制度の整備等、使用する建設労働者の仕事と家庭との両立が可能な環境及び制度を整えること。

（５）　技術及び技能の向上により仕事に対する意欲及び充実感を高めるため、公的助成制度を活用する等により研修又は訓練を実施し、若しくは表彰制度を整えること。

（６） 元請負人は、請け負った県発注工事における全ての下請負人に対して、本文及び第１号から前号までについて指導及び助言その他の援助を行うこと。

（下請次数の制限）

第５条 元請負人は、請け負った県発注工事の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を、建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。以下同じ。）にあっては３次まで、建築一式工事以外の建設工事にあっては２次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

２ 前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、別表１に留意して協議書を作成し、これを監督員に提出しなければならない。

（下請負人の選定）

第６条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。

（１） 県発注工事の施工に関し、建設業法に違反する者ではないこと。

（２） 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年５月１日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づく入札参加制限を受けている有資格者でないこと。

（３） 下請注文者の直接契約締結する相手方は､社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。ただし、元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険加入者以外の者を直接契約する相手方に選定する場合は、元請負人は、契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導するとともに、当該下請注文者から事情を確認した上で「保険未加入者選定報告書」を次条第５号に定める期限内に県へ提出しなければならない（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。

（４） 下請注文者（下請の数次が２次までの下請注文者に限る。）が契約締結する相手方は、県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）であること。ただし、施工能力を有する県内業者が１社以下であると元請人が判断する場合等、特段の理由があり、元請負人があらかじめ監督員の承認を受けた場合は、県外に本店を有する者とすることができる。

（５） 前号ただし書の規定による場合にあっても、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者（以下「県外貢献業者」という。）であること（前号の承認の際に、特段の理由があり県外貢献業者に限定しないことの承認を受けた場合を除く。）。

２ 前条第２項の規定は、前項第４号ただし書の規定による承認に準用する。

（下請契約の締結に当たっての遵守事項）

第７条 下請注文者は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たって、次の各号の規定を遵守しなければならない。

（１） 下請契約の請負代金の額の決定に当たっては、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、第４条第１号に規定する金額が確保された請負契約の締結に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議すること。

（２） 下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は､建設業法第 20 条第１項の規定の趣旨を尊重す

るとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面により求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めること。

（３） 県発注工事に着手する前に、建設工事標準下請契約約款（平成22年７月26日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、元請負人にあっては別表２の条項を、元請負人以外の下請注文者にあっては別表３の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結すること。

（４） 下請注文者は、下請契約締結前に「下請契約遵守事項報告書」により、その契約手続等の適否を確認すること。

（５） 元請負人は、県に対して、下請契約締結の日（元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して20日以内に建設業法第24条の７に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第14条の２及び同規則第14条の４に規定する添付書類並びに別に県が添付を求める書類及び前項に定める「下請契約遵守事項報告書」（元請負人を除く下請注文者分は写し）を提出すること。

（帳簿書類等の備付け）

第８条　元請負人は県発注工事ごとに前条第５号で提出した書類等を現場に備え付け、次条第１項及び第４項、その他必要に応じて実施する県の調査等に協力しなければならない。

（確認、指示等）

第９条　県は、この指針の適正な施行を確保するため、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成16年３月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知）に基づく現場実態調査により、県発注工事の現場に立入り、指針の施行状況を調査するものとする。

２　県は、元請負人に対してこの指針の遵守を求めるとともに、下請負人においてもこの指針の遵守が確保されるよう、元請負人に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

３　下請負人は、元請負人から前項に規定する指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。

４　県は、元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、県発注工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときは、元請負人又は下請負人の本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所に立入り、帳簿その他の物件の調査を求めるものとする。

附　則

この指針は、平成27年４月１日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。ただし、第６条第１項第３号の規定は、同年７月１日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この改正は、平成27年11月20日から施行する。

（経過措置）

２　第６条第１項第３号の改正規定並びに様式第１号（第７条関係）中の№.３の改正項目及び記入要領４の改正規定は、平成 27 年 12 月 31 日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事にあっては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この改正は、平成 29 年３月 23 日から施行する。

（経過措置）

２　第５条第１項及び第６条第１項第３号の改正規定（ただし書を除く。）並びに様式第２号（第７条関係）中の№.３の改正項目は、平成 29 年９月 30 日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事にあっては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この改正は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第５条関係）　下請制限除外に係る協議書作成要領

下請制限除外について協議するに当たっては、下記に留意すること。

当該協議書様式は、工事に関する協議書等取扱要領（平成 11 年 10 月５日付管第 435 号鳥取県土木部長通知）に定める受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」を活用して差し支えない。この場合は、「承諾協議事項」欄に下記２の記載事項を記載すること。

１　監督員との協議者

監督員に対する協議者は、元請負人に限る。例えば、２次下請業者を選定するに当たって県外業者を選定しなければならない特段の理由がある場合は、１次下請業者は元請負人に協議し、これを受けた元請負人が監督員に協議するものとする。

２　協議書記載事項

（１）協議事由

記載例：鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（第５条第１項・第６条第１項第４号・第６条第１項第５号）に基づき、下請制限の除外（次数制限・県内業者優先選定・県外貢献業者優先選定）を協議します。

（２）協議理由

注意：下記３に留意して、客観的かつ具体的に協議理由を記載すること。

（３）下請工事の内容

（４）下請負人予定者

３　協議理由記載に当たっての留意事項

該当条項	協議理由記載に当たっての留意事項
第５条第１項 （次数制限）	１　当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由（施工能力を有する県内業者が１社以下であると判断した理由を含む。）を記載すること。 ２　制限次数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的な重層下請による方法でしか施工できない等の理由を示すこと。 ＊　次数制限の解除がやむを得ないと認められる場合の例としては、トンネル工事のような大規模なもので、県内業者では技術的に施工できない内容の専門工事を１次下請として出す必要があり、当該下請工事の内容中に当該工事を請け負った業者が技術的に施工できず、かつ、１次下請発注時においては分離し難い内容の専門工事が含まれる場合で、２次下請においても同様の事情が生じるもの等が考えられる。 ＊　なお、次の例のように、適正に施工管理を行っていれば回避することができるようなものを理由とすることは認められない。 ・自社の手持ち工事量が多い。 ・契約中の下請負人の中に、当該工事について施工能力を有する者がない。
第６条第１項第４号 （県内業者優先） 第６条第１項第５号 （県外貢献業者優先）	１　下請施工しようとする当該工事に関して、県内業者・県外貢献業者に施工させることができない客観的かつ具体的な理由を記載すること。 ２　県内業者・県外貢献業者では技術的に施工できない特殊で専門的な工事又は県内業者で施工できても工程的に間に合わない等の特段の理由を示すこと。

別表２（第７条関係）

【１次下請用】

（県発注工事を県から直接請け負った元請負人が下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

第　　　条　元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

２　元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県から是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。

３　下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、元請負人から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

４　元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第９条第１項及び第４項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県に協力するものとする。

５　下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表３の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表２における元請負人及び下請負人の契約関係図】

通　　称	発注者 ⇒ 元請業者 ⇒ 一次下請業者 ⇒ 二次下請業者 ⇒ 三次下請業者
追加条項上の呼称	元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人

注：点線で囲まれた元請負人と下請負人との間での下請契約においてのみ、本書条項を追加してください。
　　これ以外の下請契約においては、別表３の追加条項を追加してください。

別表３（第７条関係）

【２次下請以下用】

（下請負人が元請負人として下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

第　　　条　元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

２　元請負人及び下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負人」という。）から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

３　元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第９条第１項及び第４項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県及び直接請負人に協力するものとする。

４　下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表３の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表３における元請負人及び下請負人の契約関係図】

通　　称	発注者 ⇒ 元請業者 ⇒ 一次下請業者 ⇒ 二次下請業者 ⇒ 三次下請業者
追加条項上の呼称	直接請負人 ⇒ 下請負人 元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人

注：上記表の通称欄の一次下請業者と二次下請業者間の下請契約（この場合、追加条項上の呼称欄では、一次下請業者が元請負人に、二次下請業者が下請負人になる。）、又は二次下請業者と三次下請業者間の下請契約など、元請業者と一次下請業者間の下請契約以外の下請契約において、本書条項を追加してください。

なお、追加条項上の直接請負人とは、通称欄の元請業者に該当します。

様式第１号（第６条関係）

報告書提出年月日　平成　　年　　月　　日
報告書作成年月日　平成　　年　　月　　日

保険未加入者選定報告書

（報告書作成者：県と直接契約関係にある元請負人）
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

保険未加入者の商号又は名称：	
１　保険未加入者を選定した具体的な理由	
２　当該保険未加入者に対する保険加入指導状況	・保険加入指導を行った日（　　年　　月　　日） ・保険未加入者に行った加入指導の内容 ・保険未加入者の保険加入手続完了時期（見込み） （　　年　　月　　日）
３　当該保険未加入業者が加入指導後も保険加入できない場合の理由	具体の理由を詳細に記載すること

様式第２号（第７条関係）

報告書提出年月日　平成　　年　　月　　日
報告書作成年月日　平成　　年　　月　　日

下 請 契 約 遵 守 事 項 報 告 書

（報告書作成者：当該下請工事における下請注文者）
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

下請負人の商号又は名称：

No.	項　　目	はい	いいえ	「いいえ」の理由
1	下請契約の締結に当たり、指針第４条第１号に規定する金額が確保されるよう努めた。			－
2	指針第５条第１項（次数制限）に違反する下請契約ではない。			－
3	指針第６条第１項第３号（保険未加入者との下請契約締結制限）に違反する下請契約ではない。			
4	指針第６条第１項第４号（県内業者優先）及び第５号（貢献県外業者優先）に違反する下請契約ではない。			－
5	指針第７条第１号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。			－
6	指針第７条第２号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。			
7	指針第７条第３号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表２又は３に掲げる条項を追加して記載することとしている。			－

〔記入要領〕

1　下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。

2　確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。

3　確認項目№２及び４について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。

4　確認項目№３及び６について、「いいえ」となることが認められるためには、№３においては２次以下の下請契約をやむを得ず保険加入者以外の者と締結する場合、№６においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。

5　元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結の日の翌日から起算して２０日以内に施工体制台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。

　また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下請契約締結の日の翌日から起算して２０日以内に県に提出すること。

6　１から５の要領は、変更契約時も同様とする。

若者にとって働きがいのある建設業であるために

R6.3

みんなで、適切な賃金水準を確保！
社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために

【現状と課題】
- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11．5%、平成26年2月には6．6%、平成27年2月には4．1%、平成28年2月には3．6%、平成29年3月には3．2%、平成30年3月には3．1%、平成31年3月には1．4%、令和2年3月には2．5%、令和3年3月には0．8%、令和4年3月には2．8%、令和5年3月には4．4%、令和6年3月には6．4%引き上げ、平成24年度に比べ約63．2%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- □ 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- □ 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- □ 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

社会保険等への加入徹底

- □ 法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- □ 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導　（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

- ➢ 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導（2次以下を含む。）
- ➢ 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- ➢ 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

社会保険適用除外者（従業員が4人以下の個人事業主や一人親方）や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

請負契約における法定福利費の確保　（標準見積書の活用）

元請
- ➢ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- ➢ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

下請
- ➢ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう

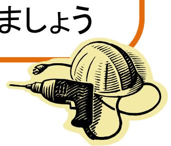

鳥取県県土整備部県土総務課

公共工事設計労務単価（主要10職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成２５年に１１．５％、平成２６年２月に６．６％、平成２７年２月に４．１％、平成２８年２月に３．６％、平成２９年３月に３．２％、平成３０年３月に３．１％、平成３１年３月に１．４％、令和２年３月に２．５％、令和３年３月に０．８％、令和４年３月に２．８％、令和５年３月に４．４％、令和６年３月に６．４％引き上げられ、平成２４年度に比べ約６３．２％の上昇となりました。主要１０職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職　種	単　価　（円）													
		対H24.4比	対H25.4比	対H26.2比	対H27.2比	対H28.2比	対H29.3比	対H30.3比	対H31.3比	対R2.3比	対R3.3比	対R4.3比	対R5.3比	上昇率
	H24.4	H25.4	H26.2	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	対H24.4比
特殊作業員	13,800	10.9% 15,300	3.9% 15,900	1.3% 16,100	5.6% 17,000	0.0% 17,000	2.9% 17,500	4.0% 18,200	1.6% 18,500	0.5% 18,600	5.4% 19,600	2.0% 20,000	8.0% 21,600	56.5%
普通作業員	10,800	11.1% 12,000	4.2% 12,500	1.6% 12,700	8.7% 13,800	0.0% 13,800	2.9% 14,200	4.2% 14,800	1.4% 15,000	0.0% 15,000	3.3% 15,500	3.2% 16,000	5.0% 16,800	55.6%
軽作業員	9,500	14.7% 10,900	3.7% 11,300	0.9% 11,400	6.1% 12,100	0.0% 12,100	3.3% 12,500	4.0% 13,000	1.5% 13,200	0.0% 13,200	0.0% 13,200	6.1% 14,000	8.6% 15,200	60.0%
とび工	15,000	12.0% 16,800	7.1% 18,000	5.0% 18,900	5.3% 19,900	3.0% 20,500	3.4% 21,200	0.5% 21,300	2.3% 21,800	0.0% 21,800	5.0% 22,900	1.7% 23,300	3.4% 24,100	60.7%
鉄筋工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800	5.3% 19,800	2.5% 20,300	3.0% 20,900	0.5% 21,000	2.4% 21,500	0.0% 21,500	0.0% 21,500	0.9% 21,700	17.1% 25,400	70.5%
運転手（特殊）	12,900	10.9% 14,300	3.5% 14,800	1.4% 15,000	5.3% 15,800	0.0% 15,800	3.2% 16,300	4.3% 17,000	1.8% 17,300	0.0% 17,300	4.0% 18,000	2.2% 18,400	7.6% 19,800	53.5%
運転手（一般）	11,100	10.8% 12,300	4.9% 12,900	1.6% 13,100	6.1% 13,900	0.0% 13,900	2.9% 14,300	4.2% 14,900	1.3% 15,100	2.6% 15,500	5.2% 16,300	2.5% 16,700	8.4% 18,100	63.1%
型わく工	14,600	12.3% 16,400	7.3% 17,600	5.1% 18,500	5.4% 19,500	2.6% 20,000	3.0% 20,600	0.5% 20,700	2.4% 21,200	2.8% 21,800	0.0% 21,800	6.4% 23,200	5.2% 24,400	67.1%
大工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800	5.3% 19,800	2.5% 20,300	3.0% 20,900	0.5% 21,000	2.4% 21,500	0.0% 21,500	0.0% 21,500	5.6% 22,700	3.5% 23,500	57.7%
左官	14,200	12.0% 15,900	7.5% 17,100	5.3% 18,000	5.6% 19,000	2.6% 19,500	3.1% 20,100	0.5% 20,200	2.0% 20,600	0.0% 20,600	0.0% 20,600	4.9% 21,600	3.7% 22,400	57.7%

【公共工事設計労務単価とは？】

・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者５１職種について定めています。

・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。

・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 ＝ １．基本給相当額 ＋ ２．基準内手当 ＋ ３．臨時の給与 ＋ ４．実物給与

１．基本給相当額　基本給（**法定福利費本人負担分相当額を含む。**）及び出来高給
２．基準内手当　家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
３．臨時の給与　賞与（ボーナス）など
４．実物給与　通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**

【例】普通作業員（16,800円／日、20日／月勤務）の場合

月当たり 16,800(円/日)×20(日)＝336,000円となり、これは上記枠内の１．～４．により算定した年収（4,032千円）を12ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約１５％）が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

公共工事設計労務単価と法定福利費

－ 適正な金額での下請契約のために －

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。
また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。
なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R6.3 月以降）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※１	D10～D51	t	57,000 円 (100.0%)	55,518 円 (97.4%)	1,482 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型足場	掛㎡	4,143 円 (100.0%)	2,294 円 (55.4%)	1,849 円 (44.6%)
型枠工 ※２	鉄筋・無筋構造物	㎡	7,705 円 (100.0%)	6,265 円 (81.3%)	1,440 円 (18.7%)

※１　鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、Ｈ４歩掛の構成比率から算定。
※２　型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。
http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/

注）下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価（直接工事費原価）	②うち労務費		③事業主負担分法定福利費（現場管理費分に計上）
			うち労働者負担分法定福利費	
鉄筋工	57,000 円/ t	55,518 円/ t	8,600 円/ t	9,049 円/ t
足場工	4,143 円/掛㎡	2,294 円/掛㎡	355 円/掛㎡	374 円/掛㎡
型枠工	7,705 円/㎡	6,265 円/㎡	970 円/㎡	1,021 円/㎡

◎労働者負担分の算定式　労務費×154.90÷1,000
◎事業主負担分の算定式　労務費×163.00÷1,000　　※R6.3 月以降の率

●元請から下請事業主に支払われる部分　⇒①（単価）＋③（事業主負担分法定福利費）

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分　⇒②（労務費）

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課

鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺（A2）
	【意匠図】	
A－01	表紙・図面リスト	－
A－02	建築改修工事仕様書（1）	－
A－03	建築改修工事仕様書（2）	－
A－04	建築改修工事仕様書（3）	－
A－05	付近見取図・配置図・工事概要	1:1500
A－06	１階平面図（国際線ターミナル・中央棟）	1:200
A－07	２階平面図（国際線ターミナル・中央棟）	1:200
A－08	３階平面図（国際線ターミナル・中央棟）	1:200
A－09	屋根伏図（国際線ターミナル・中央棟）	1:200
A－10	立面図（国際線ターミナル・中央棟）	1:200
A－11	幕板（A通り）・トップライト詳細図（改修前・後）	1:10
A－12	幕板（D通り）詳細図（改修前・後）	1:10
A－13	マシンハッチ周り屋根伏図（改修前・後）・断面詳細図	1:100　1:15
A－14	センタープラザ上部屋根伏図・天井伏図（改修前・後） SUS漏水受けパン伏図・断面詳細図	1:100 1:20 1:15
A－15	風除室（改修前・後）屋根伏図、天井伏図、断面図、詳細図	1:50　1:5
A－16	国際線ﾀｰﾐﾅﾙ・中央棟EXP.J周り伏図（改修前・後）詳細図	1:100　1:15
	【電気設備図】	
E－01	電灯設備　3階センタープラザ吹抜廻り撤去図、改修図 （国際線ターミナル、中央棟）	1:100

鳥取県
令和５年度
J２３０１４４４
東部建築住宅事務所

有限会社　保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録　第１３９２８７号 管理建築士　保木本　啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 表紙・図面リスト	SCALE －	NO A－01

建　築　改　修　工　事　仕　様　書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工　事　場　所　　鳥取市湖山町西四丁目

2．敷　地　面　積　　1,072,700.82　㎡

3．地　域　地　区　　都市計画地域（⊙内　・外）　市街化調整区域（⊙内　・外）
　　　　　　　　　　用途地域（　指定なし　）　防火地域（　指定なし　）

4．建　物　概　要

番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
1	国際線ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ	改修	Ｓ造	3	2,446.63	4,265.23
2	中央棟	改修	Ｓ造	2	950.33	1,323.81
3	国内線ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ	改修	ＲＣ造	3	2,453.71	3,065.40

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．共通仕様

（1）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。

（2）　請負者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意する。

（3）　電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）　項目は番号に○印のついたものを適用する。

（2）　特記事項は⊙印のついたものを適用する。
　　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　　⊙印と⊗印のついた場合は共に適用する。

（3）　項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）　Ｇ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月２５日変更閣議決定）」（環境省のホームページかダウンロード可能）による。

（5）　関係法令（条例を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。

（6）　材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　目	特　記　事　項

① 一般共通事項

① 適用基準等

※　建築工事標準詳細図（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という）
※　建築改修工事監理指針（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
※　工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（平成３０年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・　建築物解体工事標準仕様書（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・　建築工事監理指針（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

② 官公庁その他への手続 ［1．1．3］

工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。

3 電気保安技術者 ［1．3．3］

担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。

4 工事安全計画書 ［1．3．7］

建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

5 発生材の処理等 ［1．3．12］

・　引渡しを要するもの（　　　　　　　　）
・　特別管理産業廃棄物（　　　　　　　　）
　　処理方法（　　　　　　　　）
・　現場において再利用を図るもの（　　　　　　　　）
・　再生資源化を図るもの
　・コンクリート塊　　・アスファルトコンクリート塊　　・建設発生木材
・　ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理
　・第一次判定
　　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　　　採取箇所　　※図示
　　　採取箇所数　　計　　箇所
　・第二次判定
　　専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。
　　　分析個数　　計　　箇所
　・除去処理工事
　　除去範囲　　※図示
・　せっこうボードの処理
　・石綿含有せっこうボード　　改修特記仕様書第９章による
　・ひ素・カドミニウム含有せっこうボード
　　・製造業者に回収委託
　　・埋立処分（管理型最終処分場）
　　　処分施設の名称・所在地（　　　　　　　　）
・　石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
　・再資源化（再資源化施設）　　・最終処分（管理型最終処分場）
　　　処分施設の名称・所在地（　　　　　　　　）

⑥ 環境への配慮 ［1．4．1］

化学物質を放散させる建築材料等

1）本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。

2）ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

3）ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
② 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する

7 材料の品質等 ［1．4．2］

材料・機材等の品質及び性能

1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能有するものとする。
2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。
3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4）本工事に使用する材料のうち、５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されている。
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。
③ 安定的な供給が可能である。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられている。
5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリーアクセスフロア
無収縮グラウト材	可動間仕切
乾式保護材	移動間仕切
既調合モルタル	トイレブース
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	既調合目地材
オーバーヘッドドア	鋳鉄製ふた
防水剤	

⑧ 石綿含有建材の調査 ［1．5．1］

調査
※石綿含有建材の事前調査
　工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う
　　貸与資料（　　　　　　　　）

・分析による石綿含有建材の調査
　分析対象
　　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
　分析方法

材料名	分析方法（定性）JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量）JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

　材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
　サンプル数　　１箇所あたり３サンプル
　採取箇所　・図示

9 施工数量調査 ［1．6．2］

調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　　・図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示
　外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
　屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
　また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じて写真等を添付する。）

10 調査のための破壊部分の補修 ［1．6．3］

補修方法　　※　図示　　・

⑪ 技能士 ［1．7．2］

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う
（技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者）
また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用する

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙　とび作業
防水改修工事	防水施工	・　アスファルト防水工事作業 ⊙　ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・　アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・　合成ゴム系シート防水工事作業 ・　塩化ビニル系シート防水工事作業 ・　セメント系防水工事作業 ⊙　シーリング防水工事作業 ・　改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・　ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・　樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・　左官作業
	タイル張り	・　タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・　ガラス工事作業
	自動ドア施工	・　自動ドア施工作業
	建具製作	・　木製建具加工作業
	ガラス用フィルム施工	・　建築フィルム作業
内装改修工事	建築大工	・　大工工事作業
	建築板金	・　内外装板金作業
	内装仕上施工	・　鋼製下地工事作業 ・　プラスチック系床仕上工事作業 ・　カーペット系床仕上作業（２級及びプラスチック系仕上げ工事作業を含む） ⊙　ボード仕上げ工事作業
	表装	・　壁装作業
	左官	・　左官作業
	タイル張り	・　タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	⊙　建築塗装作業
耐震改修工事	とび	・　とび作業
	鉄筋施工	・　鉄筋組立作業
	型枠施工	・　型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・　コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・　構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・　建築配管作業
	路面表示施工	・　溶解ペイントマーカー工事作業
		・　加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・　造園工事作業

《技能士名札参考図》

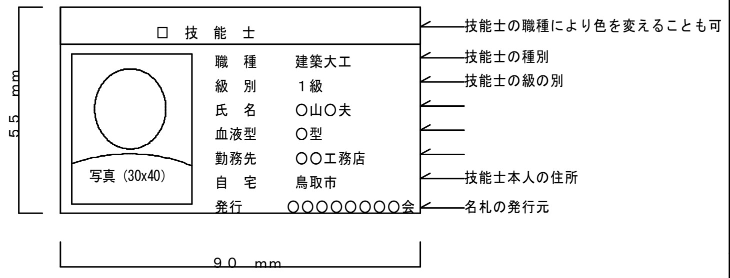

12 化学物質の濃度測定 ［1．7．9］

1）測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
・パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う
　測定対象室（　　　　　　　　）
2）パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
①３０分間換気
　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。
②５時間閉鎖
　①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
③測定
　イ　②の状態のままで測定する。
　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。
　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
④分析
　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
⑤その他
　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。

⑬ 完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

区　分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
※　工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	１部	
※　完成写真	カラーサービス判	⊙　内部　箇所	２部	
		⊙　外部　箇所	２部	
・	カラーキャビネ判	・　内部　箇所	部	
		・　外部　箇所	部	
・　パネル	カラー	・　四ツ切　箇所	２部	
		・　半切　箇所		
		・　全紙　箇所		

⊙　電子データ又はネガの提出［工事記録写真］　（⊙要　・　不要）
⊙　電子データ又はネガの提出［完成写真］　（⊙要　・　不要）

⑭ 完成時の提出図書 ［1．9．1、2］

下記のものを監督職員に提出する
※　原図Ａ１版又はＡ２版（設計図の第２原図訂正不可）　１　部
⊗　ＣＡＤデータ　１　式
⊗　原図の大型コピー（白焼）の２つ折製本　２　部
⊗　縮小版２つ折製本（Ａ４版）　２　部
・　複写　縮小版Ａ３バラ焼　部
完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整備する）
⊙　案内図・配置図　：　配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む
⊙　改修概要図　：　改修概要、部位等を表示する
⊙　平面図　：　室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
⊙　立面図　：　外壁仕上、補修範囲等を表示する
・　断面図　：　階高、天井高等を表示する
・　仕上表　：　屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
・　構造図　：　杭、構造躯体等を表示する
⊙　その他　：（　設計図に倣う　）
・　原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける

⑮ 設備工事との取り合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

設備工事との取り合い		建　築	電　気	機　械
・　コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※	・	・
	開口	・	※	※
・　鉄骨造の開口及び補強		※	・	・
⊙　照明器具・幹線等の吊りボルト		・	※	・
・　軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		・	※	・
・　埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠	・	※	・
	補強	※	・	・
・　ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※	・	・
⊙　埋込型機器取付用の天井壁の切込加工、下地の補強	切込	・	※	※
	補強	※	・	・
・　自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		※	・	・
・　電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※	・	・
・　テレビアンテナ	基礎	※	・	・
	アンカーボルト	・	※	・
⊙　天井点検口		※	・	・
・　機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	・	※	※
	屋上設備	※	・	・

⑯ 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
　ダイヤモンドカッター切り深さ（※30㎜程度　　・　　　　）

⑰ 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
基準風速　　Ｖｏ＝　32　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・　Ⅰ　　⊙　Ⅱ　　・　Ⅲ　　・　Ⅳ
積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（33）

⑱ 保全に関する資料 ［1．9．3］

下記のものをＡ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。
⊙　主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表
⊙　機器性能試験成績書及び取扱説明書
・　保証書
・　官公署届出書類（保守に必要とするもの）
⊙　建築物の保守に関する説明書、指導案内書
・

⑲ 火災保険等

工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。
（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期＋21日）とする。）

20 環境配慮

鳥取県公共事業環境配慮指針　　※　対象工事　　・　非対象工事

21 建設リサイクル法

※　対象工事　　・　非対象工事

22 鳥取県福祉のまちづくり条例

※　対象工事　　・　非対象工事

23 景観形成条例

※　対象工事　　・　非対象工事

24 建築物省エネ法

※　対象工事　　・　非対象工事

② 仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策 ［2．1．3］

騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　⊙防音シート
防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲
※　工事に必要な範囲　　・

② 足場その他 ［2．2．1］［表2．2．1］

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用方式により行う。
　外部足場　⊙設置する（範囲　※工事に必要な範囲　　・　　　　）　・設置しない
　防護シート　⊙設置する（範囲　※工事に必要な範囲　　・　　　　）　・設置しない
　内部足場　⊙設置する（※脚立、足場板等　・　　　　）　・設置しない
　材料、撤去材等の運搬方法　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　⊙　Ｄ種　・　Ｅ種
　　Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　　　）
　　Ｄ種：利用可能な階段（　　　　）

③ 既存部分の養生 ［2．3．1］

養生方法等
⊙既存部分の養生方法　※ビニルシート、合板等による　　・
・既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　　・
・既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ビニルシート等（取外し再取付けを行う）　・
　　保管場所　※構内既存施設内　　・
・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※行う（図示）　　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り ［2．3．2］

仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　※図示　　・
仮設間仕切りの種別と材質等
　・　Ａ種　　※　Ｂ種　　・　Ｃ種　　・　図示
　Ａ、Ｂ種の仕上げ材　※石こうボード（GB-R　厚さ9.5mm）　・合板（普通合板　厚さ9mm）
　Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　　※行わない
　Ａ種のグラスウール等の充填材
　　※　行う（JIS A 6301グラスウール吸音材２号32K 厚50mm）
　　・　行わない
仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　　・

⑤ 監督職員事務所 ［2．4．1］

※　設ける　　㎡程度　　⊙　設けない
　現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。
・　既存建物内の一部を使用する（場所　　　　）
・　構内に新設する　規模（　　　　㎡）

⑥ 表示板

※　工事表示板

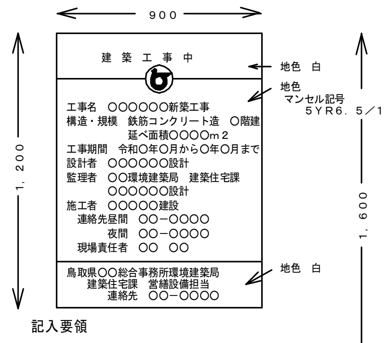

・　お願い表示板

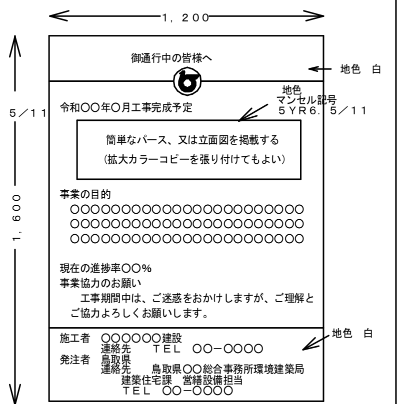

記入要領
1．書体は角ゴシックとする。
2．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。

⑦ 工事用水

構内既存の施設　※　利用できない　・　利用できる（　※　有償　・　無償　）

⑧ 工事用電力

構内既存の施設　※　利用できない　・　利用できる（　※　有償　・　無償　）

⑨ 工事用仮設物

構内既存の施設　⊙　利用できない　・　利用できる

10 工事現場のイメージアップ

③ 防水改修工事

① 降雨時に対する養生方法 ［3．1．3］

※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。
・

② 既存防水層の処理 ［3．1．4］［3．2．3、4、6］

既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　　・　　　　）　⊙行わない
既存防水層の撤去　⊙行う（範囲　⊙図示　　・　　　　）　・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・行う（　・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）
⊙行わない
改修用ドレン
　・設ける（　・POAS　・POASI　・POD　・PODI　・POS　・POSI　・POX）
　⊙設けない

鳥取県
令和５年度
Ｊ２３０１４４４
東部建築住宅事務所

有限会社　保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録　第１３９２８７号 管理建築士　保木本　啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 建築改修工事仕様書（１）	SCALE －	NO Ａ－０２

③ 防水改修工事

③ 既存下地の処理 ［３．２．６］

既存下地の補修及び処置
補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し、防水層を非撤去とした立上り部等の処置
※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・
※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部の処理
※図示による。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する。　・

④ アスファルト防水 ［３．３．２～５］［表３．３．３～１０］

屋根保護防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上 又はフラットヤーンクロス 70ｇ/㎡程度	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250 ・
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		（材質） ※ JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン等付き） 厚さ　※25mm　・50mm ・	※フラットヤーンクロス (70g/㎡程度)	
・Ｐ１ＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.5及び表3.3.6による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3及び表3.3.4による
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水上　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法(mm)	厚さ(mm)			
	幅(mm)			
寸法の許容差		厚さ：+10%、-5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		-
曲げ強さ・曲げﾓｰﾒﾝﾄ (N・cm)（ｽﾊﾟﾝ40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げﾓｰﾒﾝﾄ）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上 (300)	320以上 (200)	250以上 (300)
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		曲げ強さ、モーメント凍結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと		
耐衝撃性能		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		質量500gのおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下かつ加圧時の最大変形量4/100以下
剛性(E×I) スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性		-	-	80,000N･c㎡以上

試験方法
１）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央１箇所の幅寸法をJIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの１級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属製直直尺」に規定する目量が1mmの１級直尺を用いて測定する。
２）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計４項目にわたって測定する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）なお、荷重を加える前の平均速度は１～３分間で予想最大荷重に達する程度とする。
３）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
４）難燃性試験は、JIS　A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
５）吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40mm×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。
その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（Ｌ1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、

屋根露出防水　防水層の種類　［表３．３．７～９］

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量	高日射反射率の防水の適用 G	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・ ・	・ ※製造所の仕様	・	
・M3D ・POD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・ ・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
⊙PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2	図示	JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発砲ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類 ※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・ 厚さ　※　25mm　・　50mm ⊙ 35mm	・ ・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ⊙設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ⊙設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.7による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.8及び表3.3.9による
脱気装置の種類
※アスファルトルーフィング類製造所の指定　・
脱気装置の設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定　・　個
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・

屋内防水　［表３．３．１０］

工法	種別	施工場所	保護層
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－１ ※Ｅ－２		・設ける ・設けない

Ｅ－１の場合で工程３を行う部位（　※　貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　）
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋上排水溝　・図示　・

5 改質アスファルトシート防水 ［３．４．２、３］［表３．４．１～３］

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用 G	備考
・MA4S	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・	・ ※製造所の仕様	・	
・M3AS ・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ト゛レン ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発泡プラスチック断熱材 種類 ※　硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ・ 厚さ　※25mm ・50mm　・		・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ト゛レン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類
※改質アスファルトシートの製造所の指定　・
脱気装置の設置数量
※改質アスファルトシートの製造所の指定　・　個
押え金物
※　アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
絶縁断熱工法の防水湿シート
・設置する
・設置しない

6 合成高分子系ルーフィングシート防水 ［３．５．２～４］［表３．５．１～３］

防水層の種別　［3.5.2～4］［表3.5.1～3］

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用 G	備考
・POS ・S4S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-F2					・	
	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・	
	・S-M2					・	
	・S-M3					・	
・S3S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・	
・M4S	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・	
	・S-M3					・	
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(ⅱ)による ・ (厚さ)・25mm　・	・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・SI-F2					・	
	・SI-M1		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(ⅱ)による ・ (厚さ)・25mm　・	・	・ ※製造所の仕様	・	
	・SI-M2					・	

Ｓ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、Ｓ－Ｆ２、Ｓ－Ｍ２の仕様
※ 非歩行仕様　・ 軽歩行仕様
ＳＩ－Ｆ１、ＳＩ－Ｆ２、ＳＩ－Ｍ１及びＳＩ－Ｍ２における防湿用フィルム
※　設けない　・　設ける
ＳＩ－Ｍ２の絶縁用シートの材種
※　発泡ポリエチレンシート　・
Ｓ－Ｍ２及びＳＩ－Ｍ２の立上り部の工法
※　接着工法（立上り面のシートの厚さ　※1.5mm　・　）　・機械的固定工法

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚	保護層 平場のモルタル塗り 工法	立上り部の保護 モルタル塗厚
・S-C1	・	・	・床塗り ・下地モルタル塗り ・	※7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・
ルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による　・
絶縁用シートの材質　※　発泡ポリエチレンシート　・
固定金具の材質及び寸法形状
※　防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さが０，４mm以上のもの
・
接着工法の場合の脱気装置の種類　※　ルーフィングシートの製造所の仕様
接着工法の場合の脱気装置の設置数量　※　ルーフィングシートの製造所の仕様
プレキャストコンクリート部材下地の目地処理（接着工法の場合）
・　行う（・　図示　・　）　・行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別Ｓ－Ｆ１、ＳＩ－Ｆ１の場合）
・　行う（・　図示　・　）　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⑦ 塗膜防水 ［３．６．２、３］［表３．６．１～３］

防水層の種類　［3.6.2、3］

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用 G	備考
・ＰＯＸ	※Ｘ－１ ・Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ		・	※主材料の製造所の仕様 ・	・	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ト゛レン ・設ける　・設けない
⊙Ｌ４Ｘ	・Ｘ－１ ※Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ	図示	・	※主材料の製造所の仕様 ・	・	脱気装置 ・設ける　⊙設けない
・Ｐ１Ｙ	※Ｙ－２					保護層 ・設ける　・設けない
・Ｐ２Ｙ	※Ｙ－２					保護層 ・設ける　・設けない

Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の種類　※　主材料の製造所の仕様　・
Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の設置数量　※　主材料の製造所の仕様　・　個

⑧ シーリング ［３．７．２～８］［表３．７．１］

シーリング改修工法の種類　［表３．１．２］
⊙シーリング充てん工法
⊙シーリング再充てん工法
・拡幅シーリング再充てん工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
幕板	MS-2
トップライト	SR-1

仕上げを行わない施工箇所　⊙ 図示による　・ 打継目地
シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書３．７．３(ａ)(１)～(３)による
接着性試験　※　簡易接着性試験　・　引張接着性試験

１０ とい ［３．８．２、３］［表３．８．４］

といの材種　・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・
ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型　・横型　）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

とい受け金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔
※改修標準仕様書表3.8.2により、溶融亜鉛めっき行ったもの
・
多雪地域　・　運用する　・　運用しない
防露材のホルムアルデヒド放散量
※　Ｆ☆☆☆☆　・
鋼管製といの防露巻き　・適用する（工法：　※　標準仕様書表13.5.4による　・　）
・適用しない
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書表3.8.4による　・
たてどい受金物の取付け　※図示　・

⑪ アルミニウム製笠木 ［３．９．２、３］

［表３．９．１］
種類　⊙オープン形式（⊙押出250形　・押出300形　・押出350形）
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式）
本体幅（250）mm　板厚（※2.0mm　・　mm）
表面処理　種別（A-2）種　皮膜等の種類（※改修標準仕様書表５．２．２による　・　）
着色（・アンバー　⊙ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）

既存笠木等の撤去　⊙行う（範囲　⊙図示　・　）
・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⑥ 内装改修工事

① 他の部位との取り合い等 ［６．１．３］

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げとする　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両面600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げとする　・図示
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※既存のまま　・図示

2 既存床の撤去及び下地補修 ［６．２．２］

ビニル床シート等の撤去　※仕上げ材のみ（接着剤共）
・下地モルタル共（・図示の範囲　・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲　※改修部の端部より１ｍ程度　・

3 既存壁の撤去及び下地補修 ［６．３．２］

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（仕上げ厚又は全厚25mmを超える場合の処置　※図示　・　）

⑨ 軽量鉄骨天井下地 ［６．６．２～４］

野縁等の種類
屋外（ ※　25形　・　19形）　屋内（ ※　19形　・　25形）
・　屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・ 1　・ 1.15　・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　・ 図示　・
周辺部の端からの間隔　・ 図示　・
野縁の間隔　・ 図示　・
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの確認試験
・行う（試験箇所数　※屋内の場合　当該階において3箇所　・　）
（確認強度　※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による　・　）
・行わない
・　吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※　図示　・
・　天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※　改修標準仕様書6.6.4(8)による　・図示
・　天井　のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※　図示　・
・　天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※　高さが６ｍを超える天井、それ以外は図示　・
補強方法　※　「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年 国土交通省告示第771号）第3第2項第二号に適合させる。
・　図示

10 軽量鉄骨壁下地 ［６．７．３、４］［表６．７．１］

スタッド、ランナの種類
※改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・　図示
スタッドの高さが５．０ｍを超える場合　※　図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※　標準仕様書14.5.4(5)による　・

11 ビニル床シート ［６．８．２、３］

種類の記号	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
※ＦＳ	・無地 ・マーブル柄 ・柄物	・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性	※2.0 ・	

※接合部の処理（工法　※　熱溶接工法　・　）　・突付け（施工箇所：　）
特殊機能
帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）$1\times10^{7}\sim1\times10^{10}$ Ω程度
・

12 ビニル床タイル G ［６．８．２］

種類の記号		色柄	寸法	特殊機能	厚さ(mm)	備考
※ＫＴ		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500	・帯電防止 ・防滑性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	
・ＴＴ	・ＦＴ					
・ＦＯＡ	・ＦＯＢ					

特殊機能
帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）$1\times10^{7}\sim1\times10^{10}$ Ω程度
・

13 接着剤 ［６．５．３、４］［６．８．２］［６．９．３］［６．１１．４、５］

接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
※　Ｆ☆☆☆☆　・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・　図示　・

14 ビニル幅木 ［６．８．２］

材質の種類　※軟質　・硬質
高さ(mm)　※60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

15 ゴム床タイル ［６．８．２］

材質の種類　※単層品　・複層品
色柄　（　）
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)（　）

鳥取県
令和５年度
Ｊ２３０１４４４
東部建築住宅事務所

有限会社 保木本設計
一級建築士事務所　鳥取県知事登録第８８３号
一級建築士登録　第１３９２８７号　管理建築士　保木本　啓一
CHECK　DESIGN　DRAW　PROJECT NO
TITLE　鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事
DRAWING NAME　建築改修工事仕様書（２）
SCALE　―
NO　Ａ－０３

㉑ せっこうボードその他のボード及び合板張り［6．13．2、3］

種　類	JIS記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15　・20　・25　・
・中質木毛セメント板 G	MW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板 G	NW	・15　・20　・25　・
⊙硬質木片セメント板 G	HF	・12　・15　⊙18　・21　・
・普通木片セメント板 G	NF	・30　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ 2（無石綿）　・6　・8
・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ（・9 ・12 ・　）・不燃 ・凹凸タイプ（・12 ・15 ・19 ・　）・不燃
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25　・
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・25(ガラスクロス包)　・
⊙せっこうボード	GB-R	※12.5（不燃）　・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（・不燃　・準不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード　（木目）	GB-D	12.5（不燃）幅 440mm 程度 模様（・柾目　・板目）専用下地材有り
・化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（トラバーチン模様）	GB-D	9.5（準不燃）
・普通合板 G		表板の樹種 生地、透明塗料塗り （※ラワン程度　・　） 不透明塗料塗り （※しな程度　・　） 板面の品質（　） 厚さ(mm)（　） 接着の程度　・1類　・2類 ・防虫処理
・天然木化粧合板 G		樹種名（　） 接着の程度　・1類　・2類 厚さ(mm)（　） ・防虫処理　・難燃処理　・防炎処理
・特殊加工化粧合板 G		化粧加工の方法（・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（　）タイプ 接着の程度　・1類　・2類 厚さ(mm)（　） ・防虫処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による（※ 1.2　・　）
・ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード G	MDF	・3　・7　・9　・12　・
・単板張りパーティクルボード G		・無研磨板ＶＮ　・研磨板ＶＳ ・10　・12　・15　・18　・
・化粧パーティクルボード G		・単板オーバーレイ ＤＶ ・プラスチックオーバーレイ ＤＯ ・塗装 ＤＣ ・10（難燃）　・12（難燃）　・
・ハードボード（素地） G	HB	・未研磨板（・スタンダード　・テンパード ＲＮ） ・研磨板　（・スタンダード　・テンパード ＲＳ）
・ハードボード（化粧） G		・内装用 ＤＩ　・外装用 ＤＥ ・2.5　・3.5　・5　・7　・
・インシュレーションボード G	IB	A級（・天井仕上　・内装仕上　・　） ・9　・12　・15　・18　・

天井のボード類（ロックウール化粧板を除く）の重ね張りを行う場合
　※図示による
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外
合板類の張付け　・A種　・B種
せっこうボードの目地工法　※仕上表による　・

22 壁紙張り［6．14．2、3］

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	繊維	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	

モルタル・せっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　※B種　・
コンクリート面の素地ごしらえの種別　※B種　・
せっこうボード及びその他ボード面の素地ごしらえの種別　※B種　・

⑦ 塗装改修工事

① 材料［7．1．3］

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※Ｆ☆☆☆☆　・
防火材料
　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
　・次の箇所を除き防火材料とする（・　）

② 下地調整［7．2．1～7］

塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す

下地調整、素地ごしらえ

下地面の種別	塗替え	新規	ひび割れ部の補修
	下地調整の種別	素地ごしらえの種別	－
木部	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	－
鉄鋼面	※ＲＢ種　・	Ｃ種	－
鉄鋼面（ＤＰ）	※ＲＢ種　・	Ｂ種	－
亜鉛めっき面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	－
モルタル面、せっこうプラスター面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	・行う
コンクリート面、ＡＬＣパネル面（ＤＰ以外）	※ＲＢ種　・	Ｂ種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板（ＤＰ）	※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種	・行う －
せっこうボード面、その他ボード面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	－

3 錆止め塗料塗り［7．4．2、3］

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	ＳＯＰ	新規見え掛り		・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ－Ｇ	新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＤＰ	新規		・Ａ種　・
亜鉛めっき鋼面	ＳＯＰ	新規鋼製建具等	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ－Ｇ	新規鋼製建具等		・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・

④ 仕上げ塗料塗り［7．5．2～7．12．2］

塗装の種類	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） 塗料の種別　※１種　・２種	屋外木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内木部	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
・クリアラッカー塗り（ＣＬ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・アクリル樹脂系水分散系塗料塗り（ＮＡＤ）	屋内のｺﾝｸﾘｰﾄ面 ・モルタル面	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ） 上塗り等級 ・１級 ・２級 ・３級	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	屋内木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ａ種　・	※Ａ種　・Ｂ種
	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうプラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）		※Ｂ種　・	・Ａ種　⊙Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ステイン塗り		・ヒグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り（ＯＳ）	
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・高日射反射塗料塗り G
　下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他				塗付け量（kg/㎡）
	規格番号	規格名称	種類	等級	
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級　・2級　・3級	塗料製造所の仕様による

クリアラッカー塗りＡ種の工程２着色
　・適用しない　・適用する（着色剤：　・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色
　・適用しない　・適用する（着色剤：　・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤）
オイルステイン塗りの工程等
　・

⑩ その他

⑦ 点検口

⊙天井点検口

材種	寸法（mm）	形式		外枠	内枠
⊙アルミニウム製	⊙460×460 ・600×600	⊙一般形	・屋内外用 ⊙屋内用	⊙額縁タイプ ・目地タイプ	⊙額縁タイプ ・目地タイプ
	・	・気密形			

（品質・性能）
内外枠の材質　アルミニウム製
　JIS H 4100 A6063S又は同等の性能を有するもの
　表面処理　陽極酸化皮膜JIS H 8601(AA6)又は同等の性能を有するもの
　　（外部に用いる場合は、JIS H 8602のB種又は同等以上の性能を有するもの）
内枠及び外枠のコーナーピース
　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
外枠の取付け金物
　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
内枠の仕上げ材留付金物
　アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの
耐久性能（繰り返し開閉試験）
　（１）50回、100回、300回の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内。
　（２）開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。
枠の寸法許容差　±0.5mm以内
外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
（１）試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。
　吊り金物は、外枠を天井下地取付け用チャンネルに直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB－Rの難燃2級又は発熱性2級以上）二重張りとする。
（２）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
（３）測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。

・床点検口

材種	寸法（mm）	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・460×460 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
　（品質・性能）
　以下のもの又は同等のものとする

部材名	材質	屋内外用	屋内用
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材	JIS H 4100のA6063S -T （表面処理）JIS H 8602のB種又はJIS H 8601のAA15	
	ステンレス鋼製	JIS G 4305のSUS304,SUS430J1L,SUS443J1 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度
	鋼製	－	鋼製又はJIS G 3313の類にメラミン樹脂焼付塗装若しくは、鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)の防錆処理を行ったもの
二重蓋の中蓋	鋳鉄	JIS G 5501のFC150,FC200	
目地材	黄銅	JIS H 3100　C2600、C2720、C2801 JIS H 3250　C3602、C3604	
	ステンレス	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304	
底板材 コーナーピース 底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308のSUS304	JIS G 4305　SUS430
	アルミニウム板	JIS H 4000(A1100P H24) 表面処理：陽極酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(B)	－
	鋼材	－	鋼製又はJIS G 3313の類にメラミン樹脂焼付塗装若しくは、鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)の防錆処理を行ったもの
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等 枠の材質、形状に適した弾力性、密着性、気密性を有するもの	
アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの	
取手		黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする	
鍵		黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする	
蓋の耐荷重性能		蓋中央部が荷重値Pn=1,000Nにおいて残留たわみが点検口の有効径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること	

　受け枠寸法の許容差　±0.5mm以下
　蓋付寸法の許容差　±0.5mm以下
　受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
耐荷重試験
　試験体は、張物用とし、600mm角程度、枠見込みは、40mm以下とする。
　試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。
　本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。
　本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。
　測定は、蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Nまで3回繰り返す。

鳥取県
令和５年度
J2301444
東部建築住宅事務所

■工事概要■

【国際線ターミナルビル】

1．南側・北側　カーテンウォール上部
　・幕板カバーパネルを撤去し、アルミ幕板を新設する。

2．出発ロビー上部
　・トップライトのシーリングの打替えを行う。

3．電気室上部
　・マシンハッチ周りの屋根カバーの改修を行う。

4．センタープラザ上部
　・屋根にウレタン系塗膜防水を行う。
　・下部天井を改修し、漏水受けパンを新設する。
　・天井改修に伴う電気設備の仮撤去、再取付、移設を行う。

5．風除室
　・トップライトのシーリングの打替えを行う。
　・天井の合わせガラスを撤去し、アルミルーバーを新設する。

6．折板屋根の軒先化粧フレームを全て撤去する。

【中央棟・国内線ターミナルビル】

7．中央棟・国内線ターミナル棟接続部分
　・ＥＸＰ．Ｊカバーの改修　及びそれに伴う外壁、防水改修を行う。

●上記工事に係る外部足場及び内部足場の設置を行う。（養生シート共）

●上記工事に係る工事部分及び搬入路の養生を行う。

●上記工事に係る発生材の運搬・処分を行う。

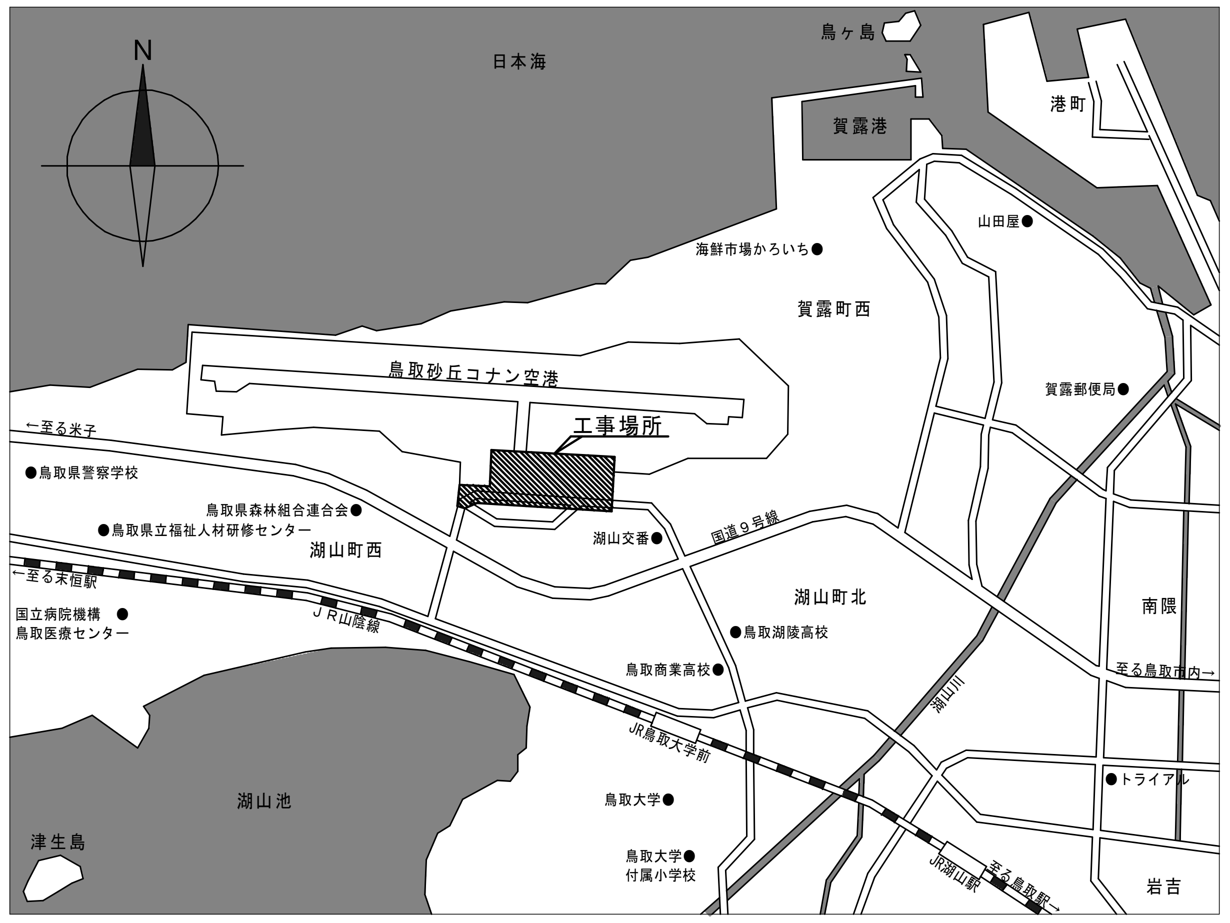

付近見取図

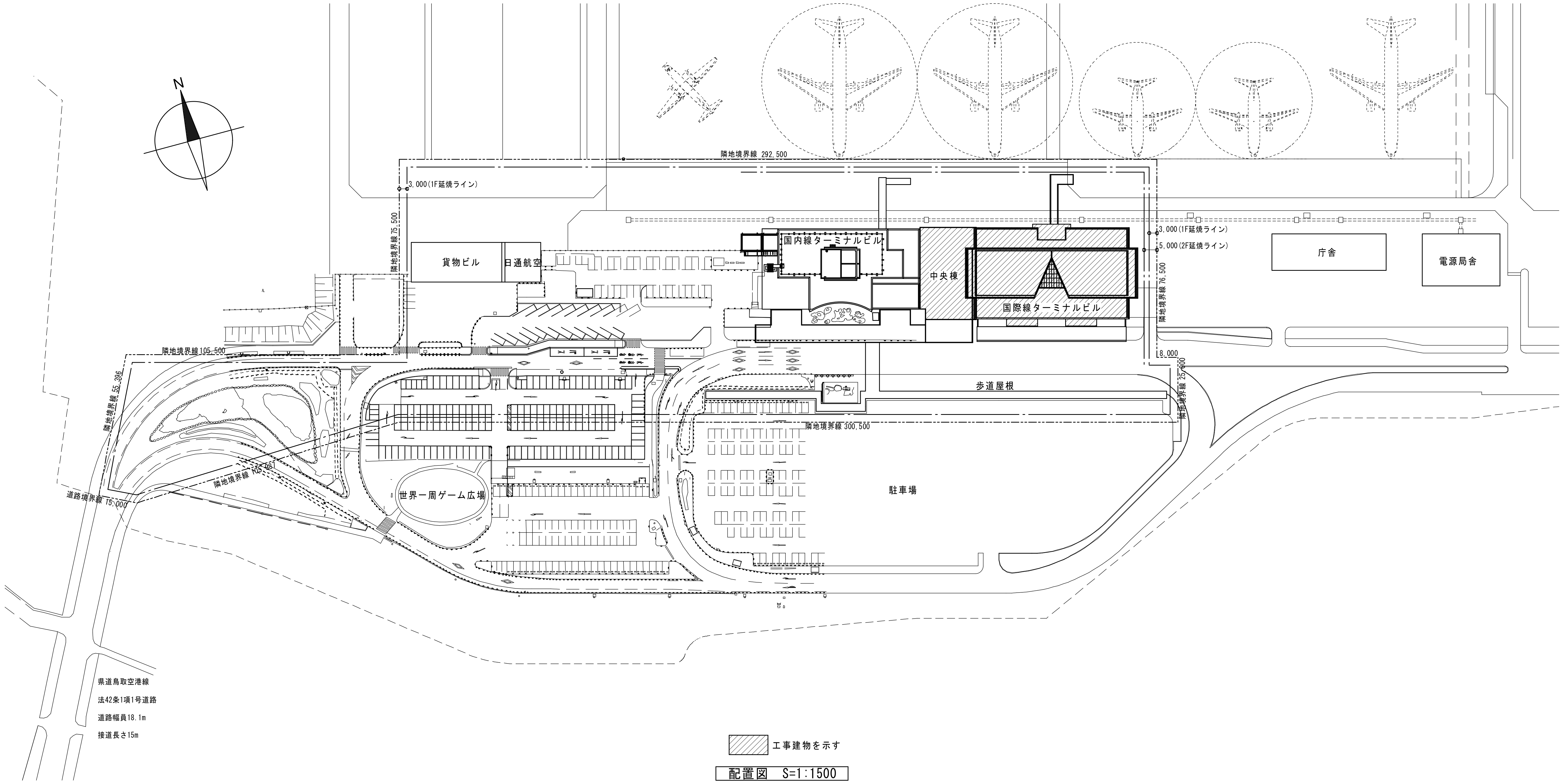

配置図　S=1:1500

有限会社　保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録　第１３９２８７号 管理建築士　保木本　啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 付近見取図・配置図・工事概要	SCALE 1:1500	NO Ａ－０５

鳥取県
令和５年度
Ｊ２３０１４４４
東部建築住宅事務所

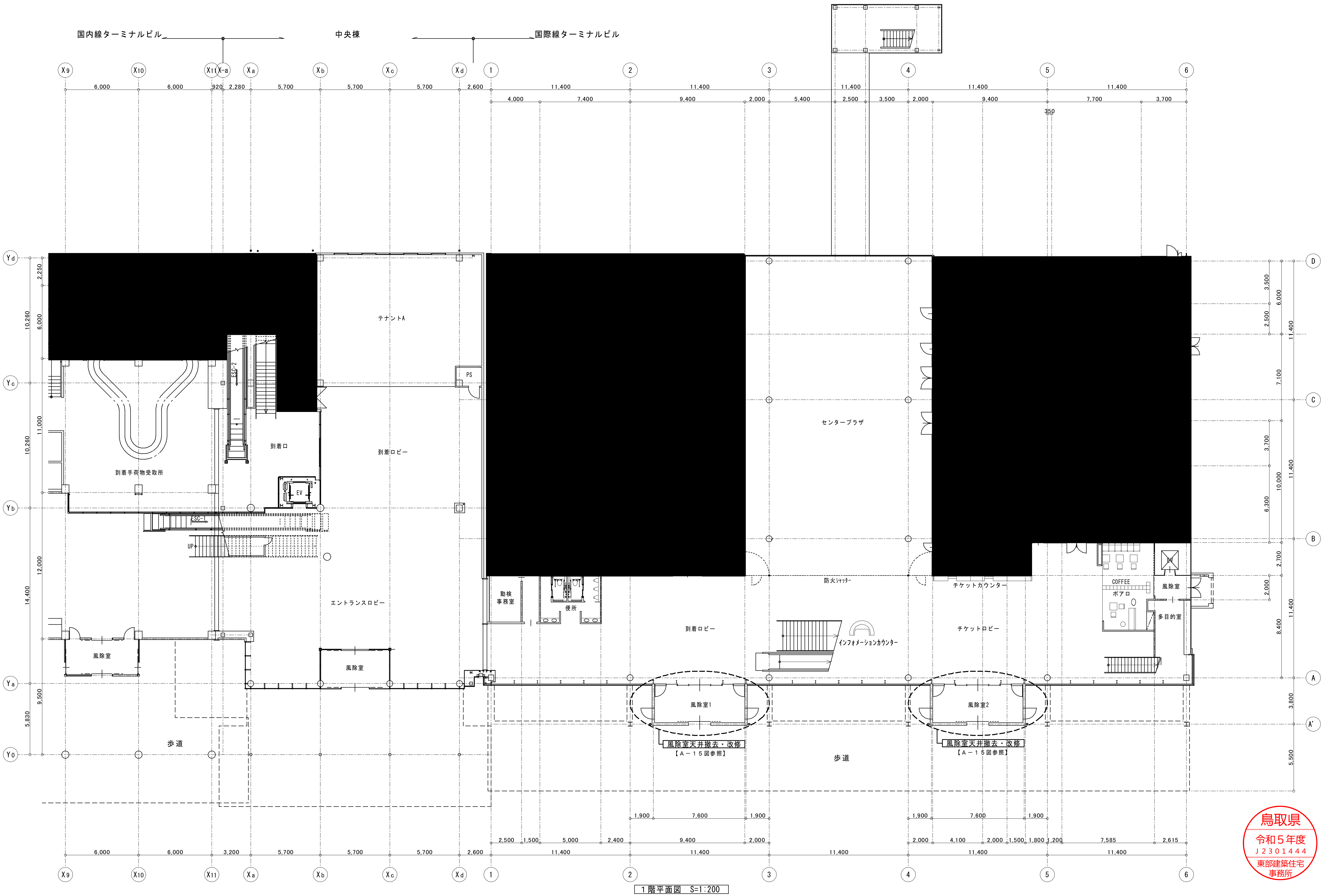

1階平面図　S=1:200

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第883号	一級建築士登録 第139287号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 1階平面図（国際線ターミナル、中央棟）	SCALE 1:200	NO A－06

鳥取県
令和5年度
J2301444
東部建築住宅事務所

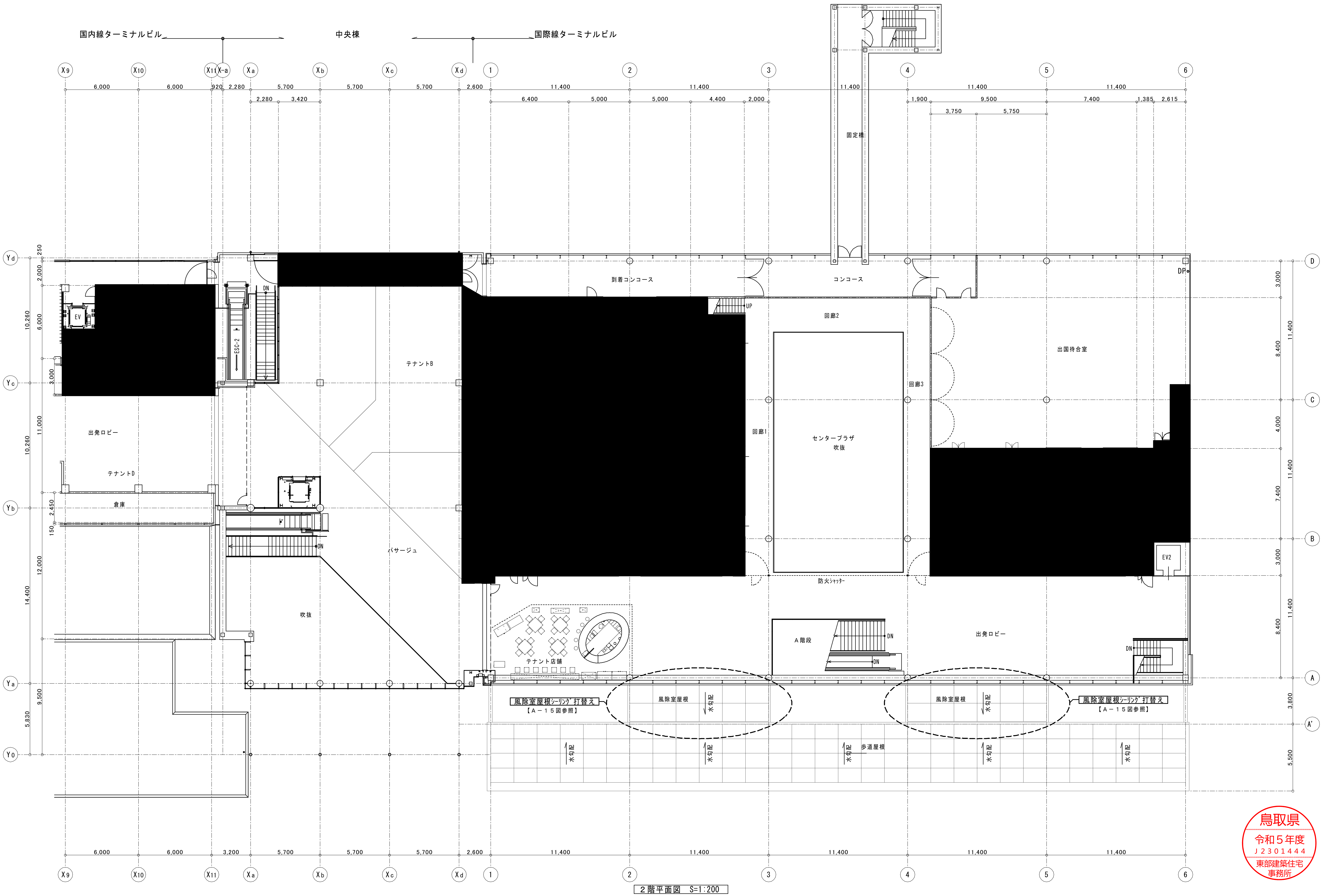

鳥取県
令和5年度
J2301444
東部建築住宅事務所

有限会社　保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第883号	一級建築士登録　第139287号 管理建築士　保木本　啓一	CHECK / DESIGN / DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 2階平面図（国際線ターミナル、中央棟）	SCALE 1:200 / NO A－07

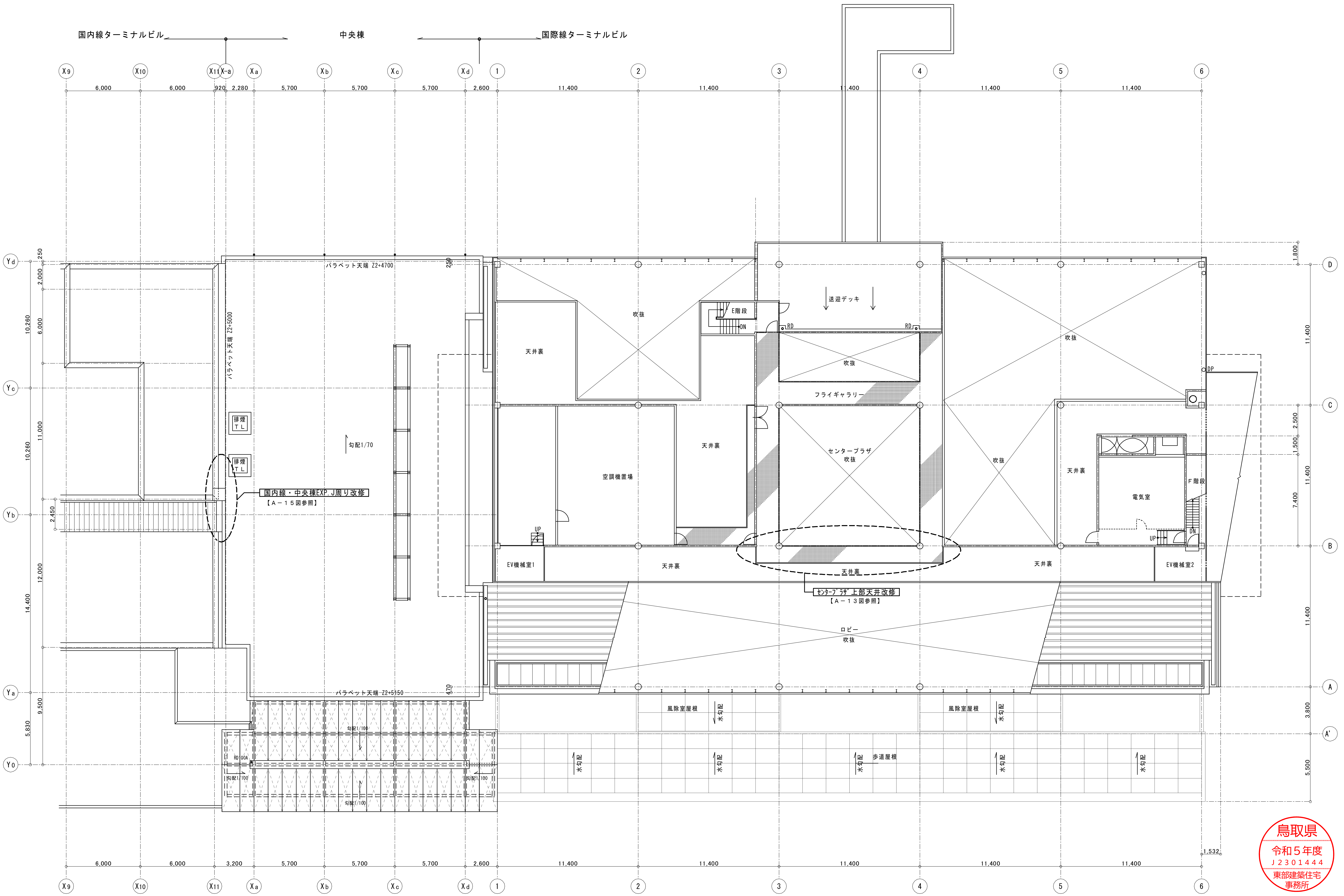

3階平面図 S=1:200

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第883号	一級建築士登録 第139287号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 3階平面図（国際線ターミナル、中央棟）	SCALE 1:200	NO A－08

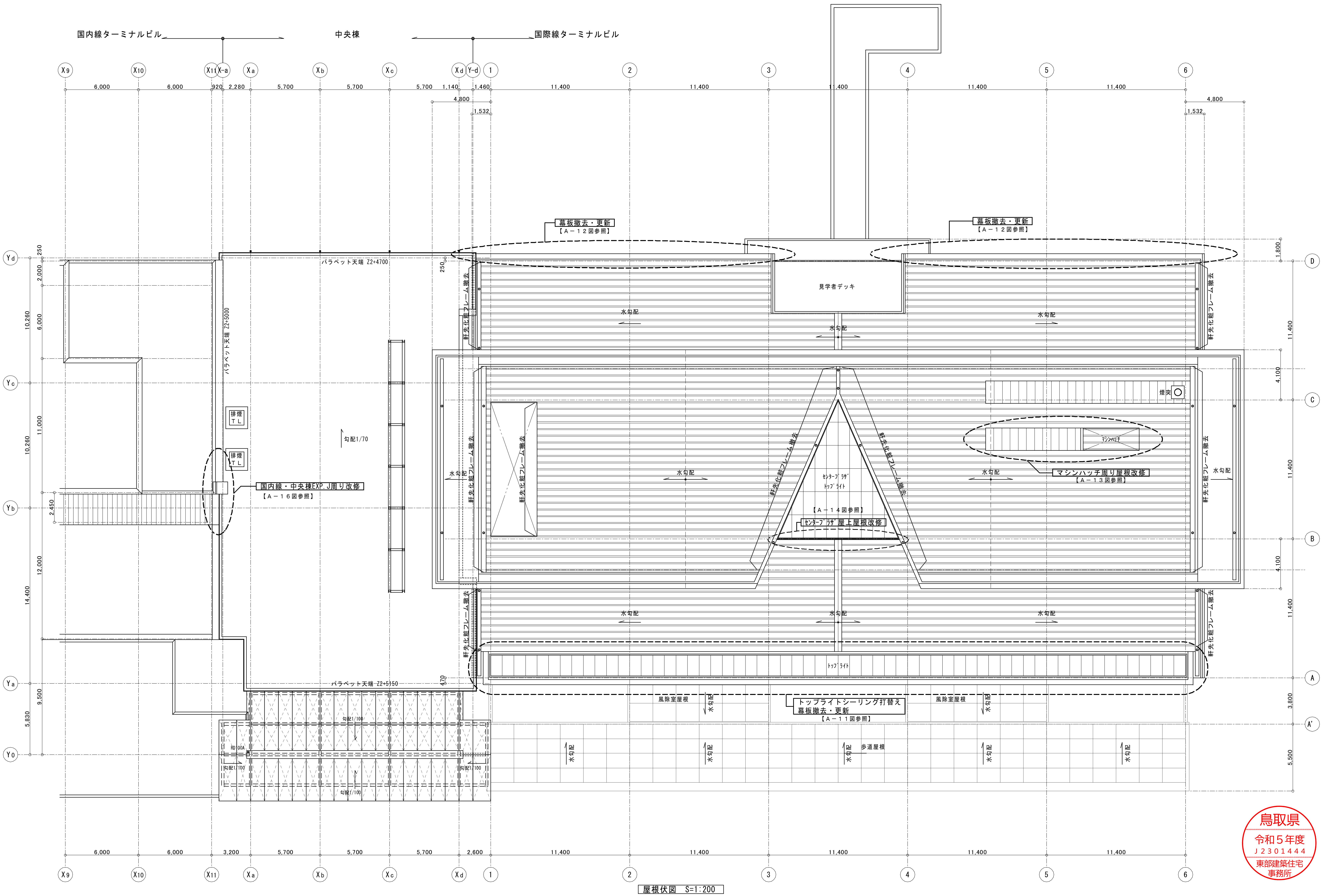

屋根伏図　S=1:200

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第883号	一級建築士登録 第139287号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE	DRAWING NAME	SCALE	NO
							鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	屋根伏図（国際線ターミナル・中央棟）	1:200	A－09

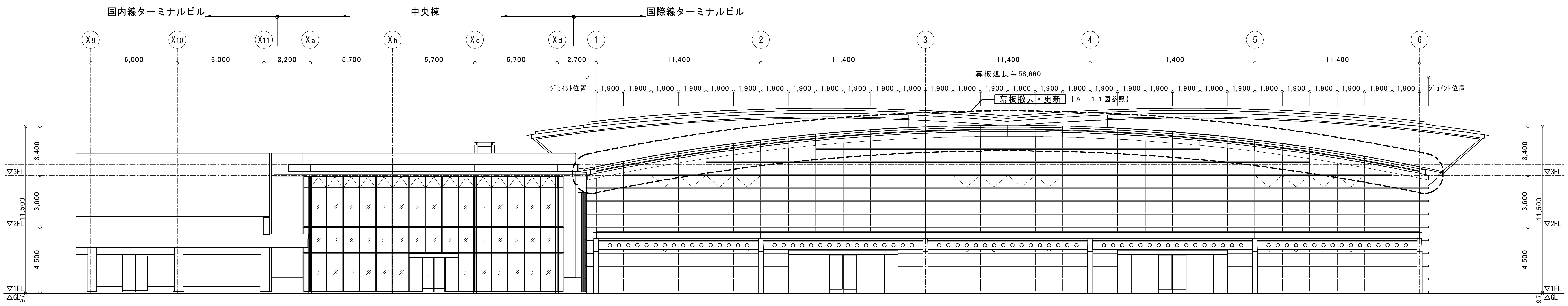

南側立面図　S=1:200

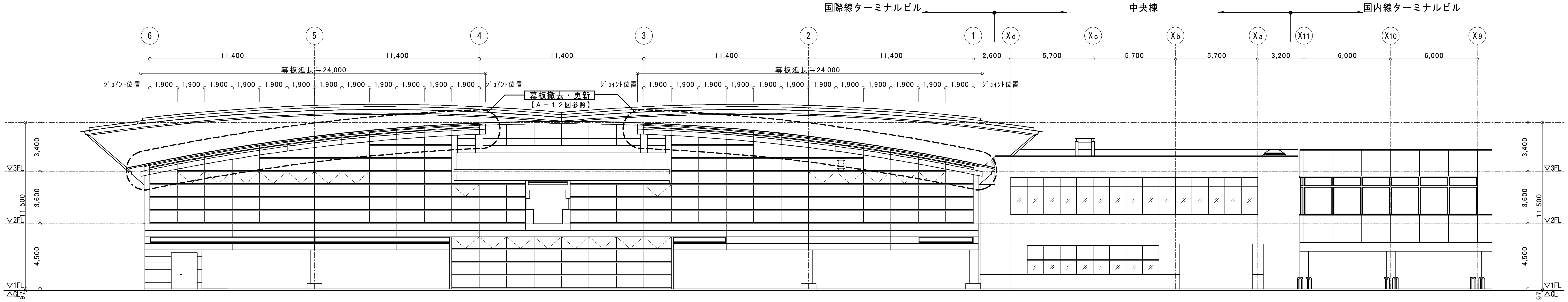

北側立面図　S=1:200

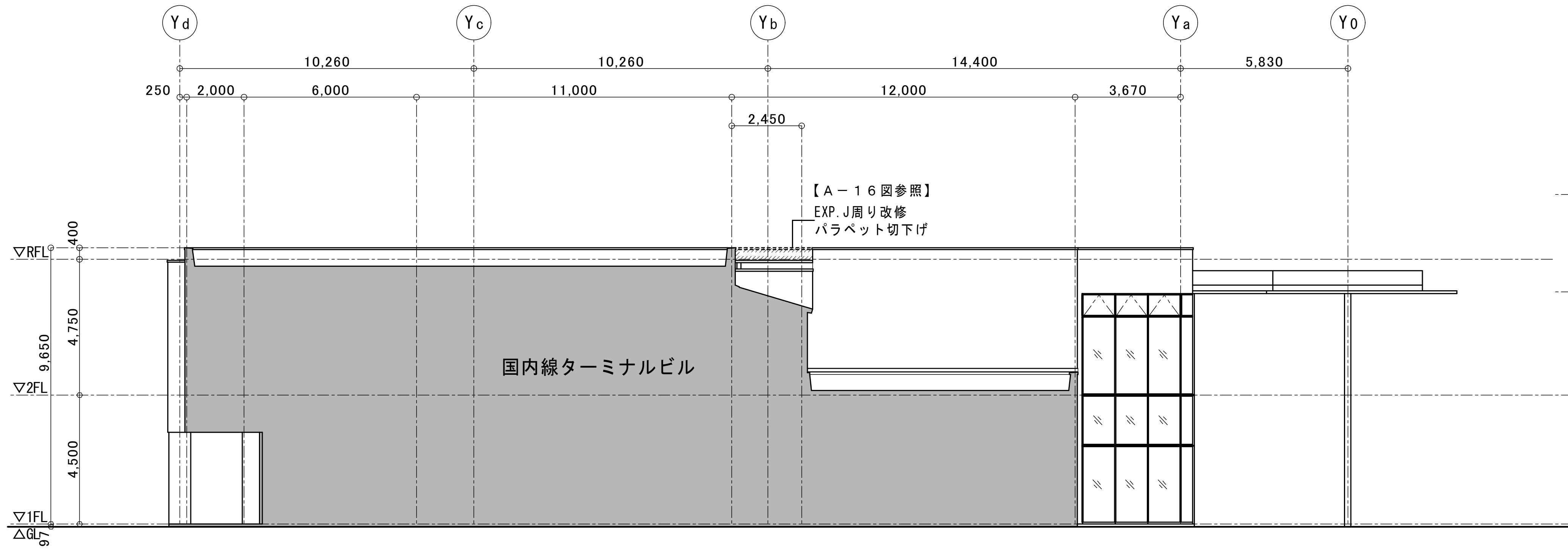

中央棟西側立面図　S=1:200

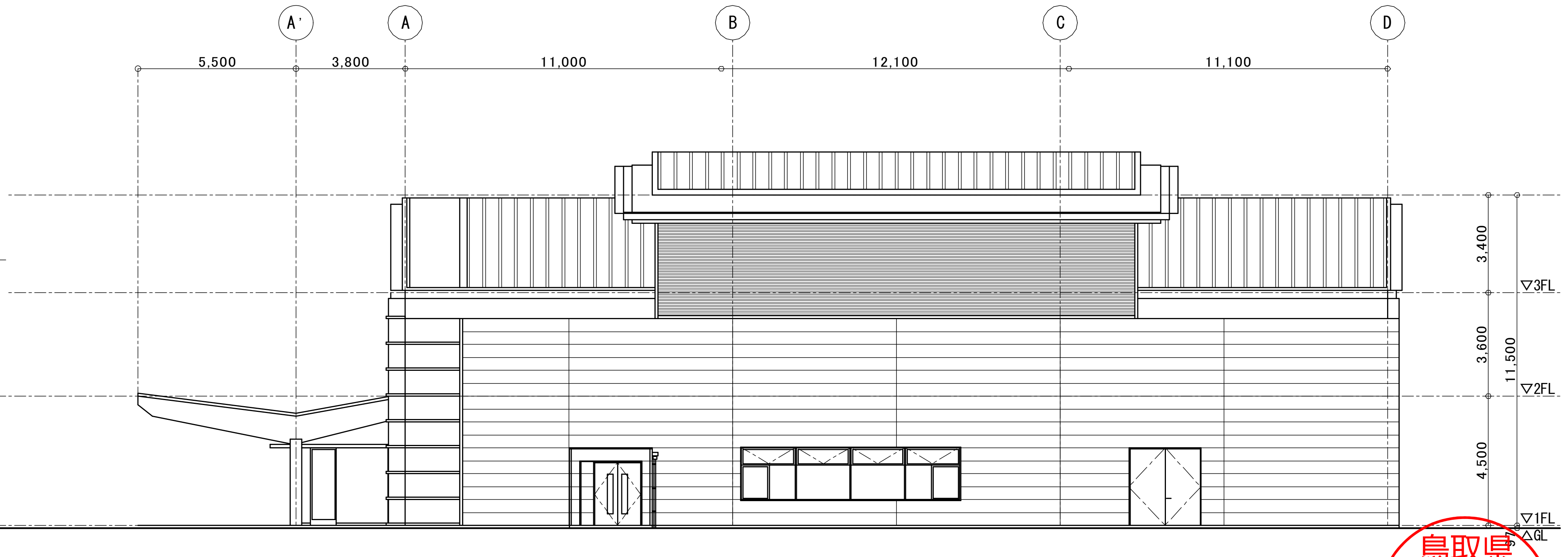

国際線ターミナルビル東側立面図　S=1:200

鳥取県
令和５年度
J２３０１４４４
東部建築住宅事務所

有限会社　保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録　第１３９２８７号 管理建築士　保木本　啓一	CHECK / DESIGN / DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 立面図（国際線ターミナル、中央棟）	SCALE 1:200	NO A－１０

幕板（Ａ通り）・トップライト詳細図（改修前）　S=1:10

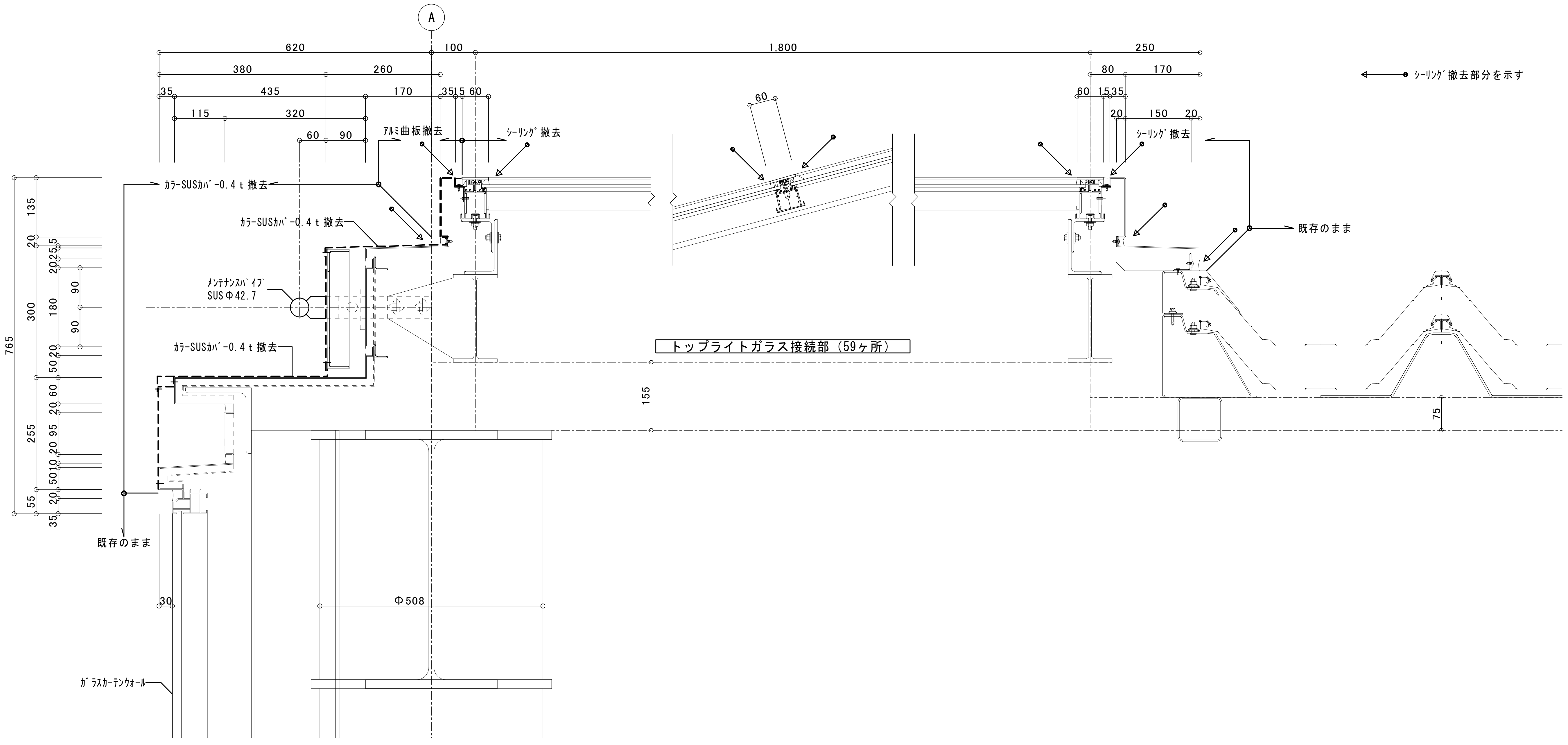

幕板（Ａ通り）・トップライト詳細図（改修後）　S=1:10

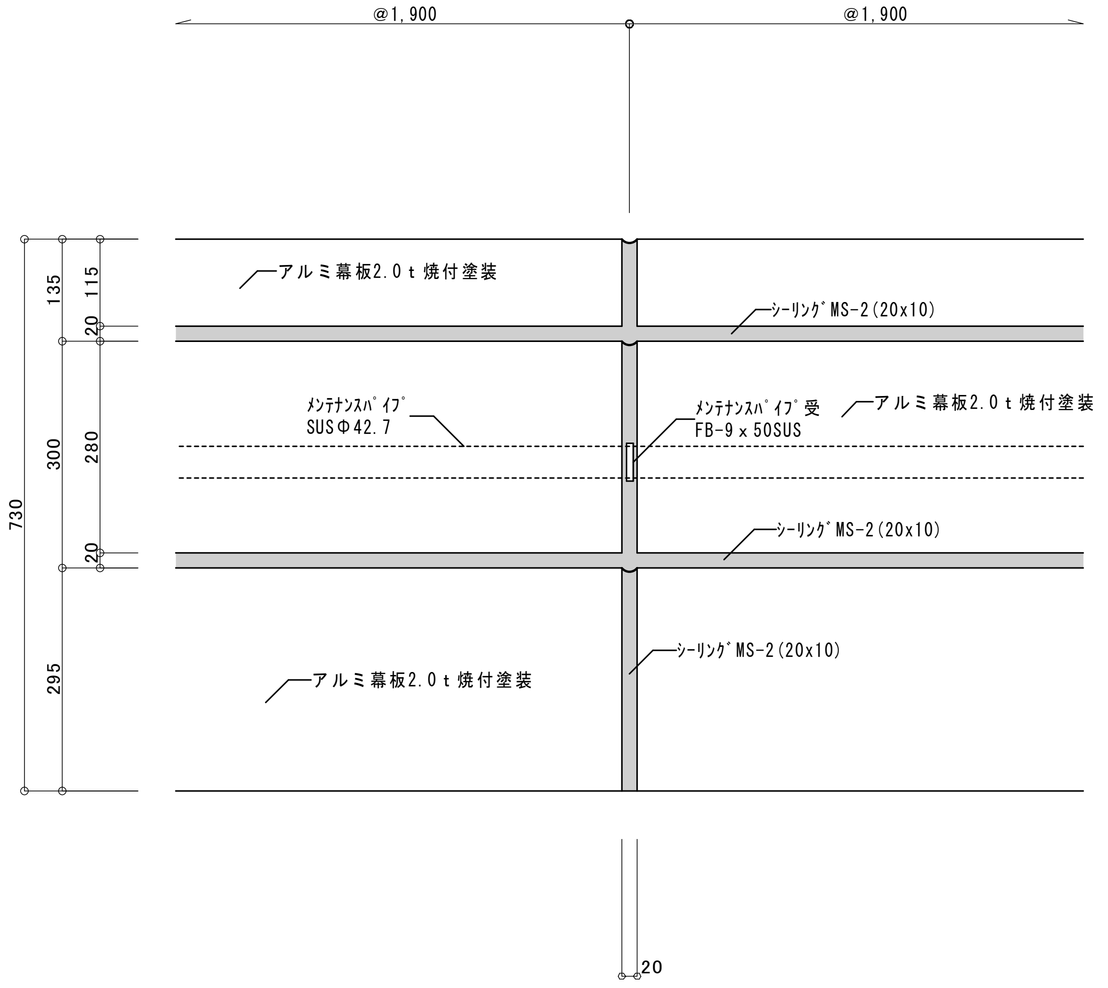

幕板正面図

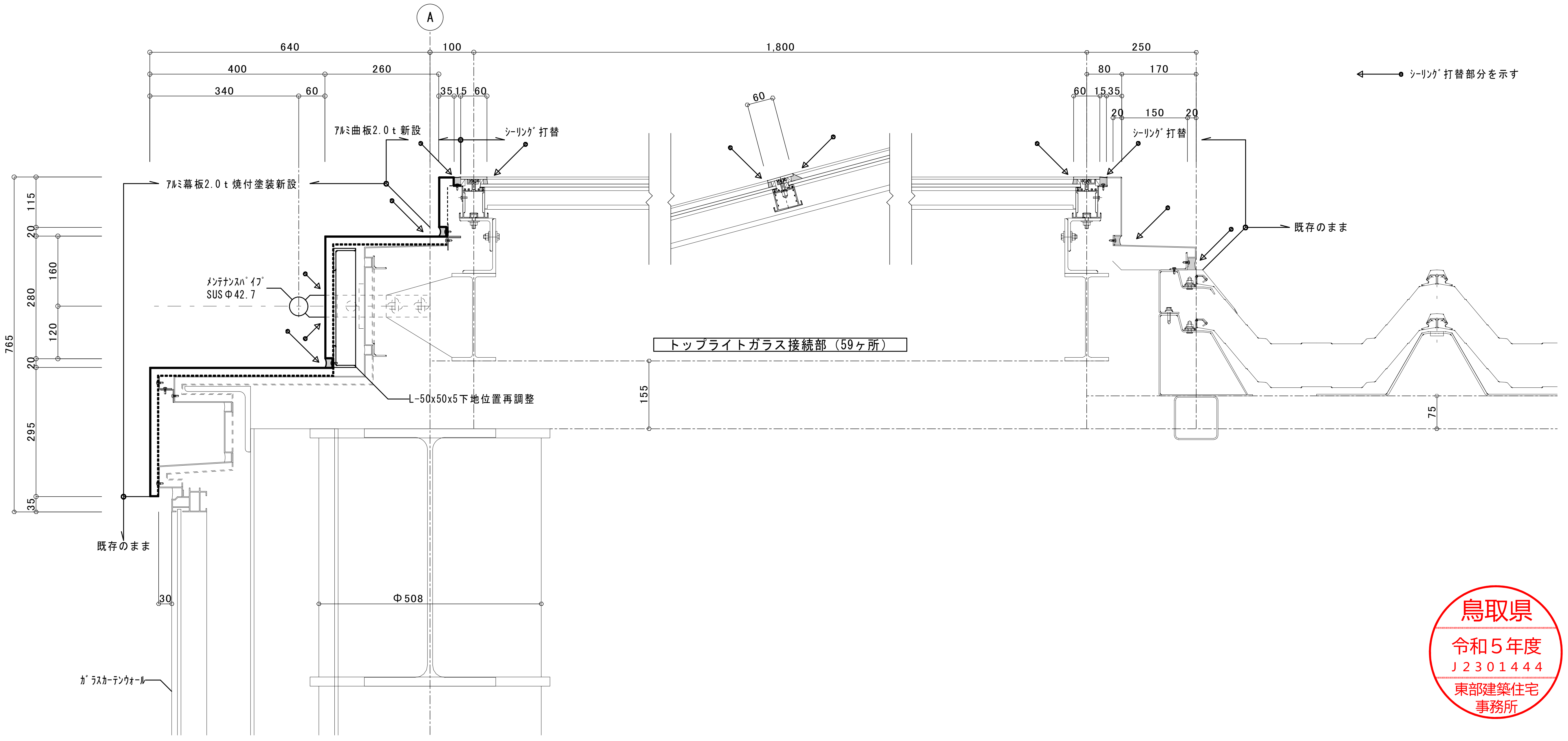

鳥取県
令和５年度
Ｊ２３０１４４４
東部建築住宅事務所

有限会社　保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録　第１３９２８７号 管理建築士　保木本　啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 幕板（Ａ通り）・トップライト詳細図（改修前・後）	SCALE 1:10	NO Ａ－１１

幕板（D通り）詳細図（改修前） S=1:10

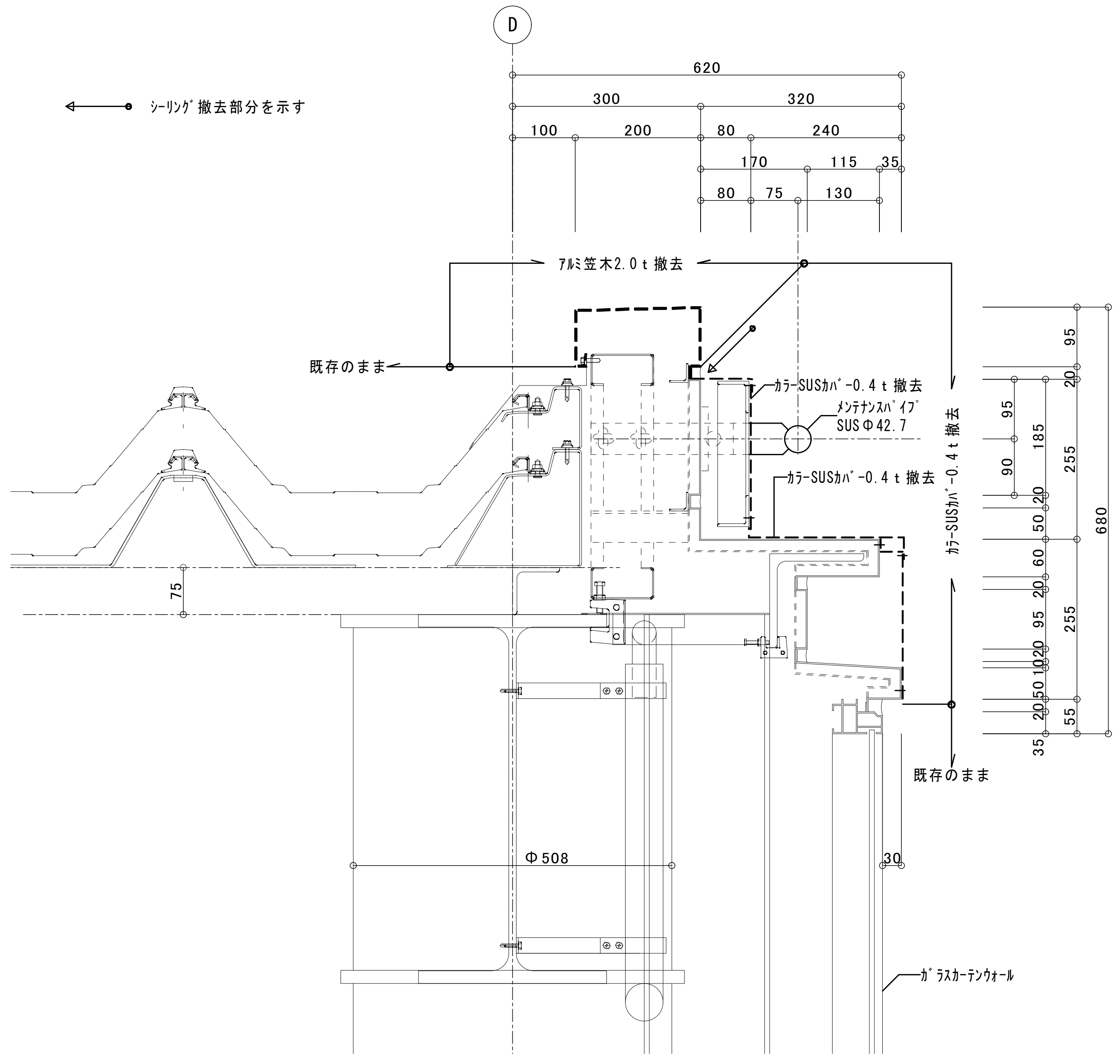

幕板（D通り）詳細図（改修後） S=1:10

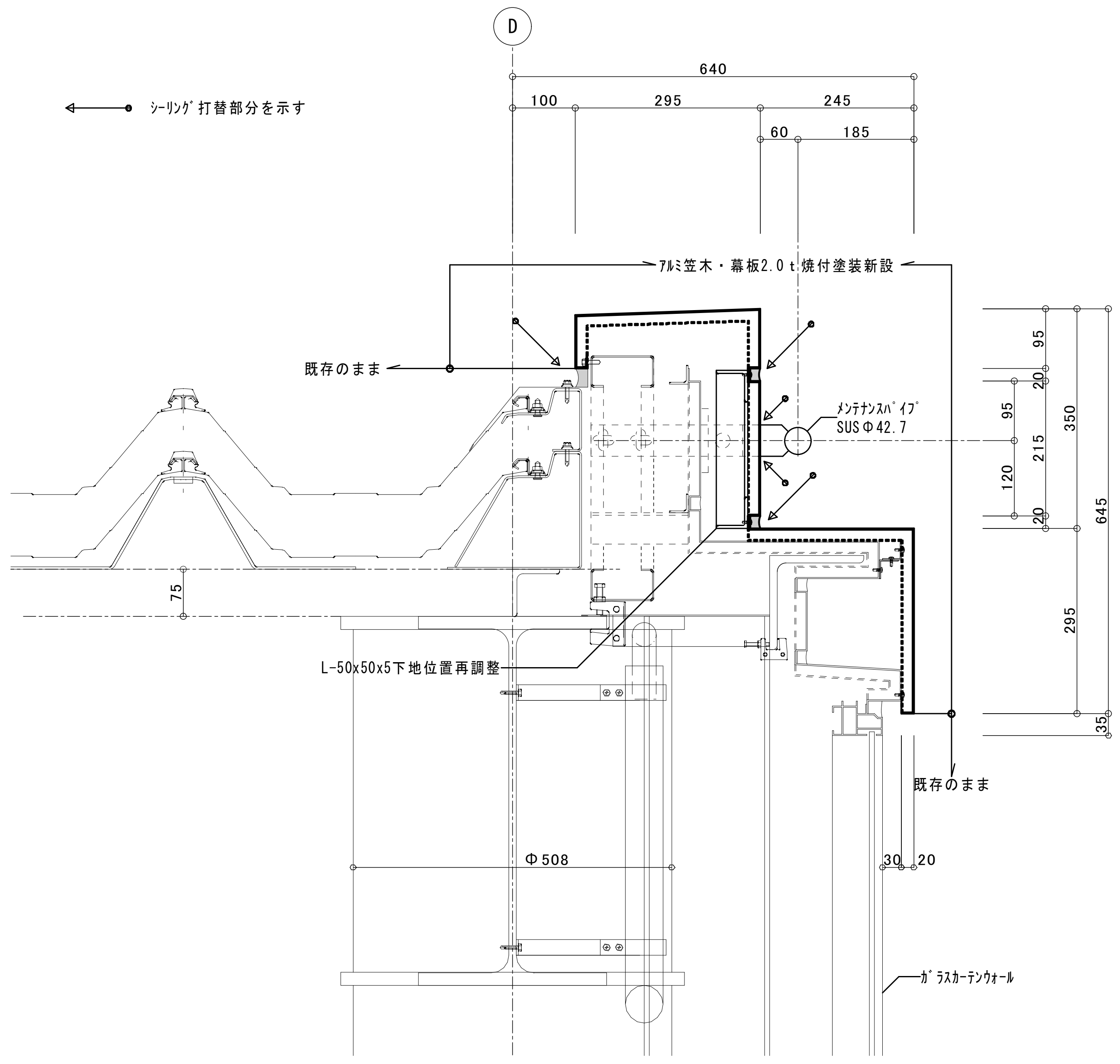

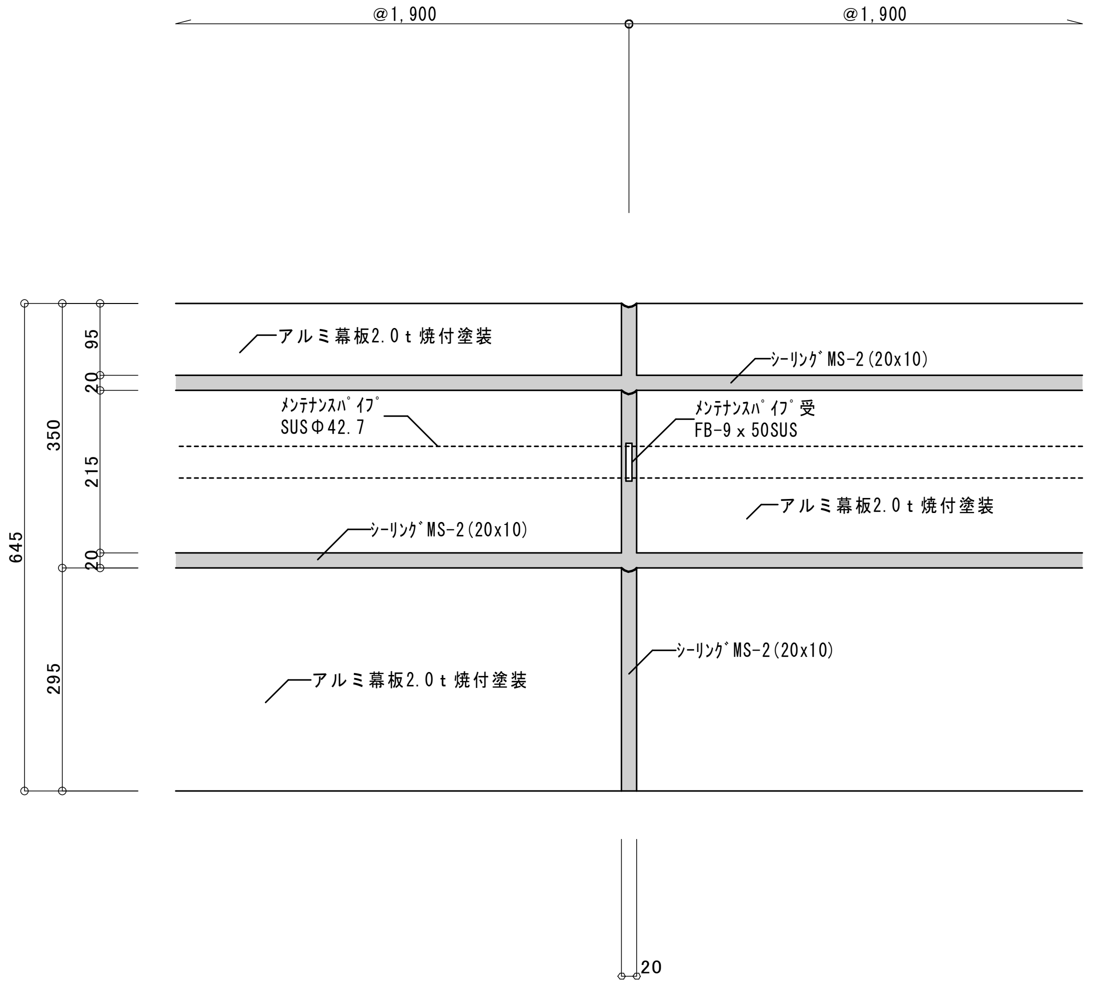

幕板正面図

鳥取県
令和５年度
J2301444
東部建築住宅事務所

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録 第139287号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 幕板（D通り）詳細図（改修前・後）	SCALE 1:10	NO A－12

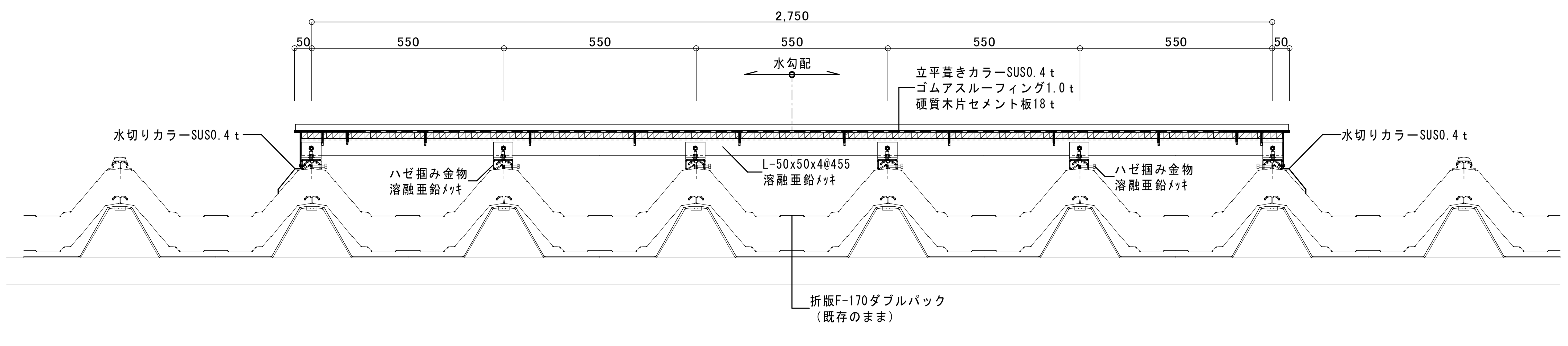

Ｃ－Ｃ断面詳細図　S=1:15

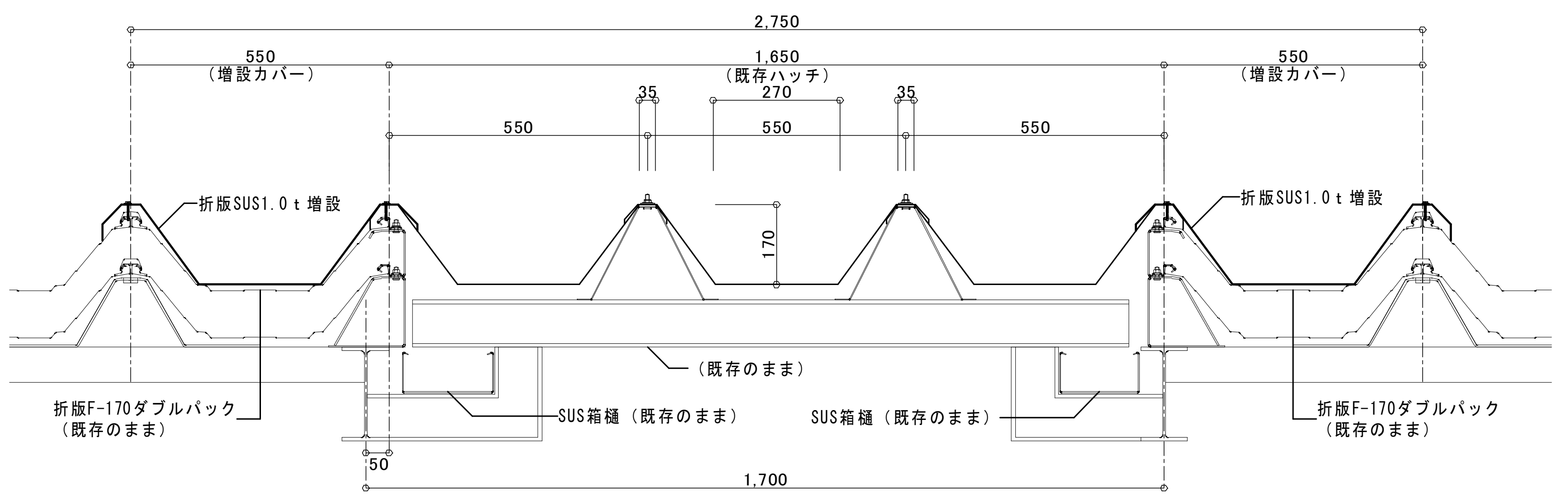

Ｂ－Ｂ断面詳細図　S=1:15

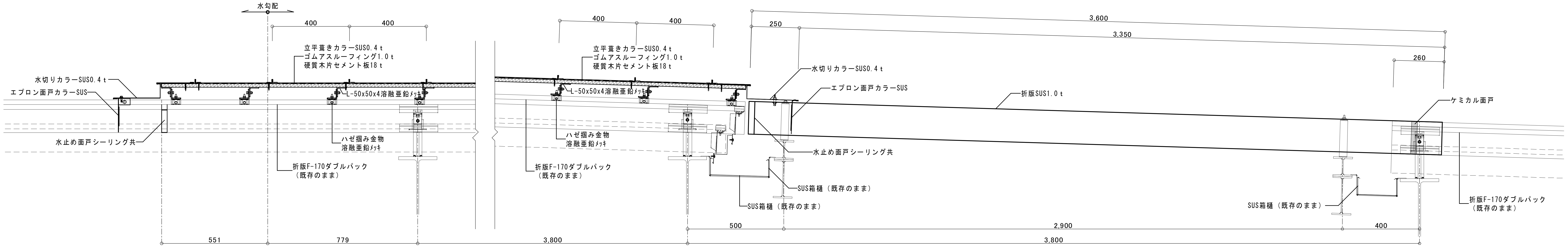

Ａ－Ａ断面詳細図　S=1:15

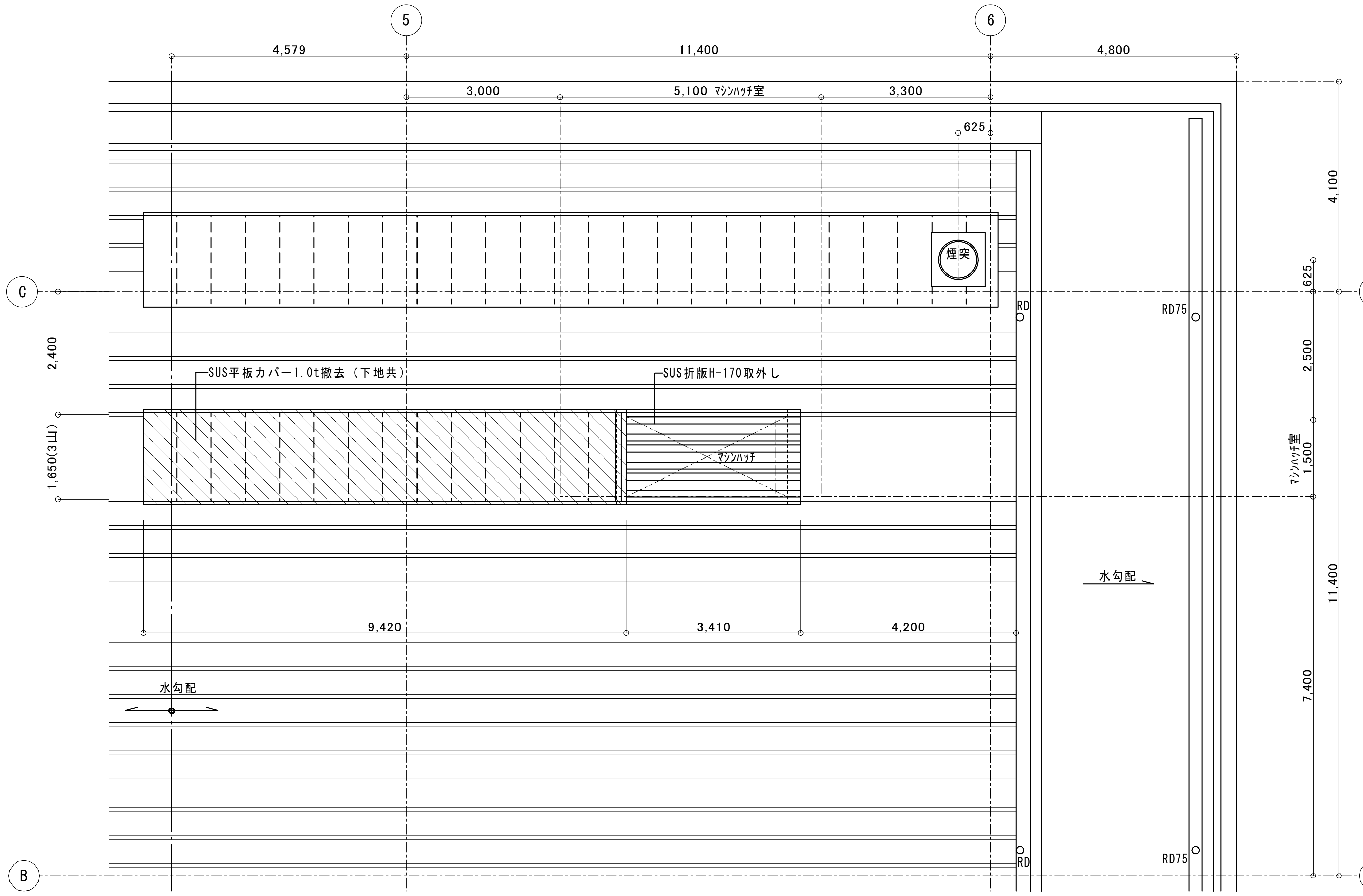

マシンハッチ周り屋根伏図（改修前）　S=1:100

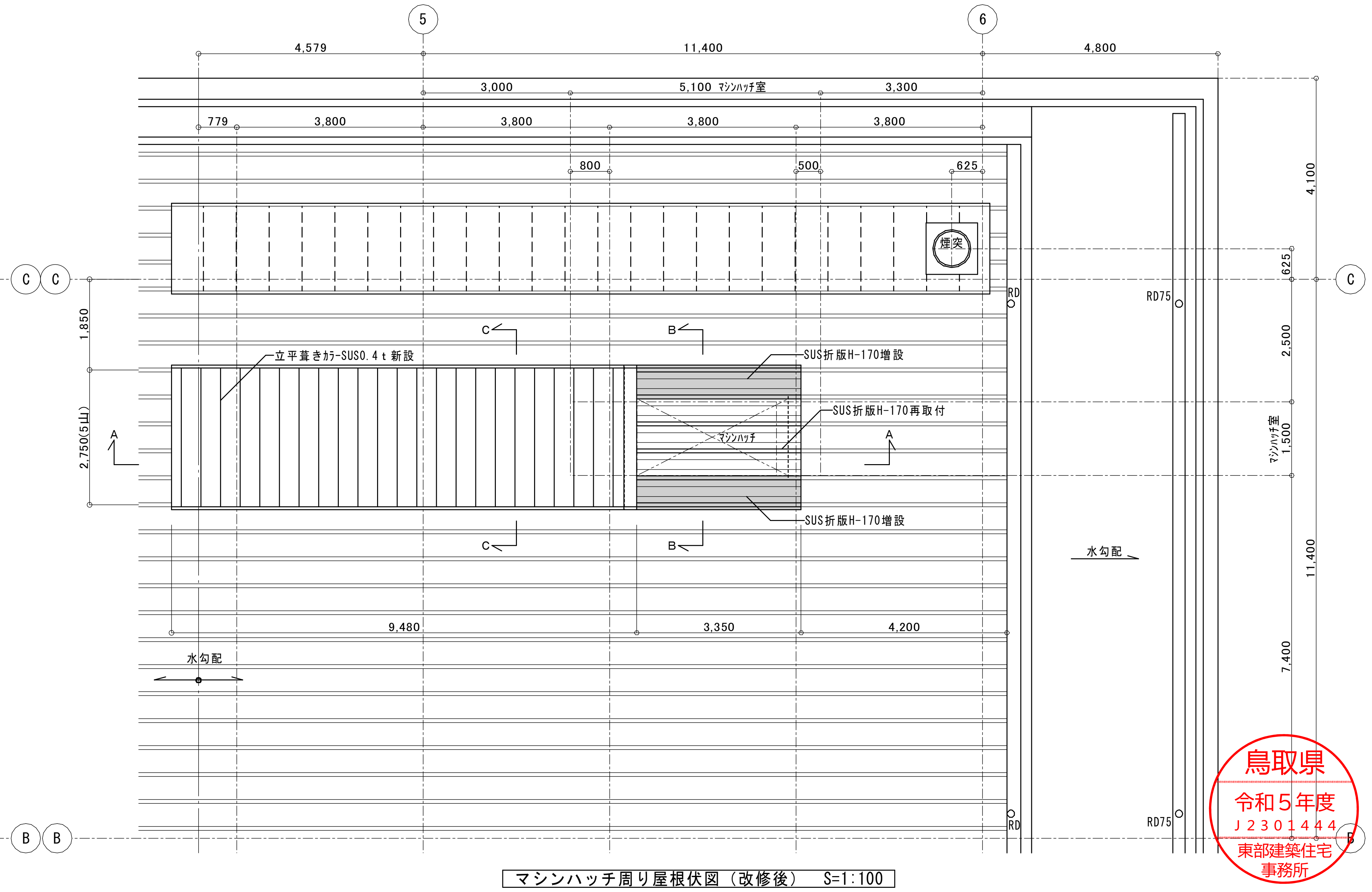

マシンハッチ周り屋根伏図（改修後）　S=1:100

有限会社　保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録　第１３９２８７号 管理建築士　保木本　啓一	CHECK / DESIGN / DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事

DRAWING NAME マシンハッチ周り屋根伏図（改修前・後）、断面詳細図	SCALE 1:100 1:15	NO Ａ－１３

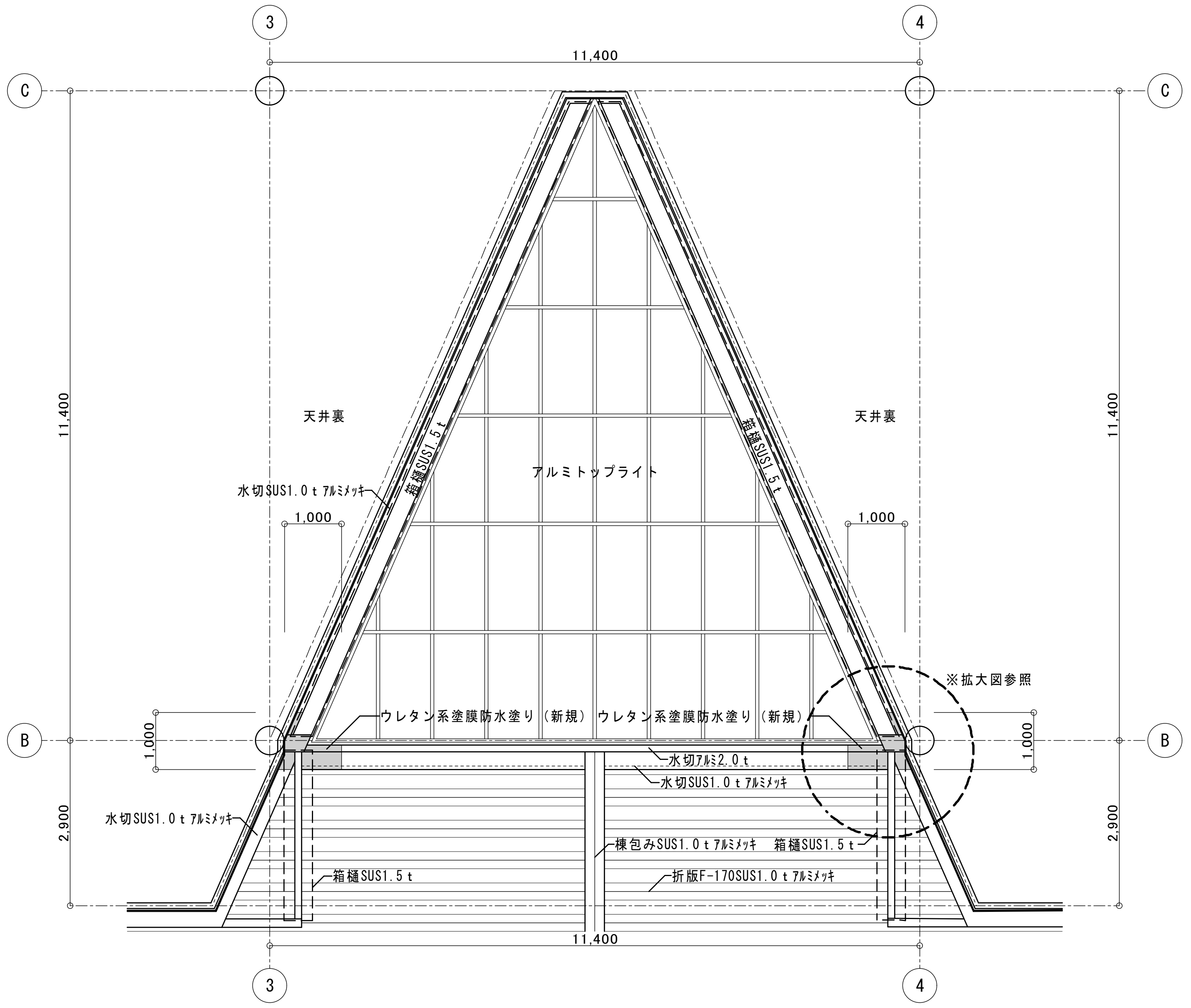

センタープラザ上部屋根伏図　S=1:100

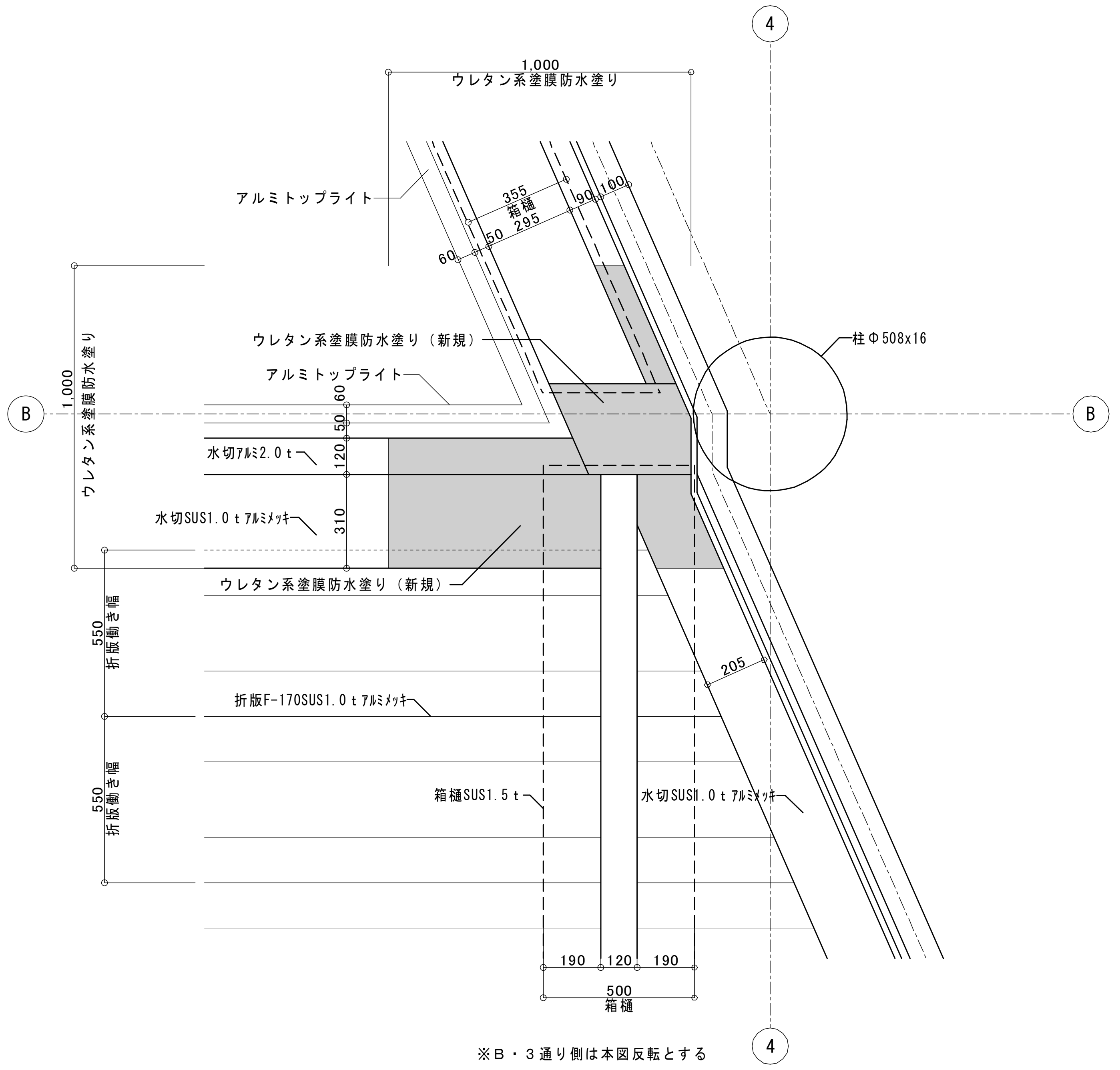

※B・3通り側は本図反転とする

B・4通り部拡大図　S=1:20

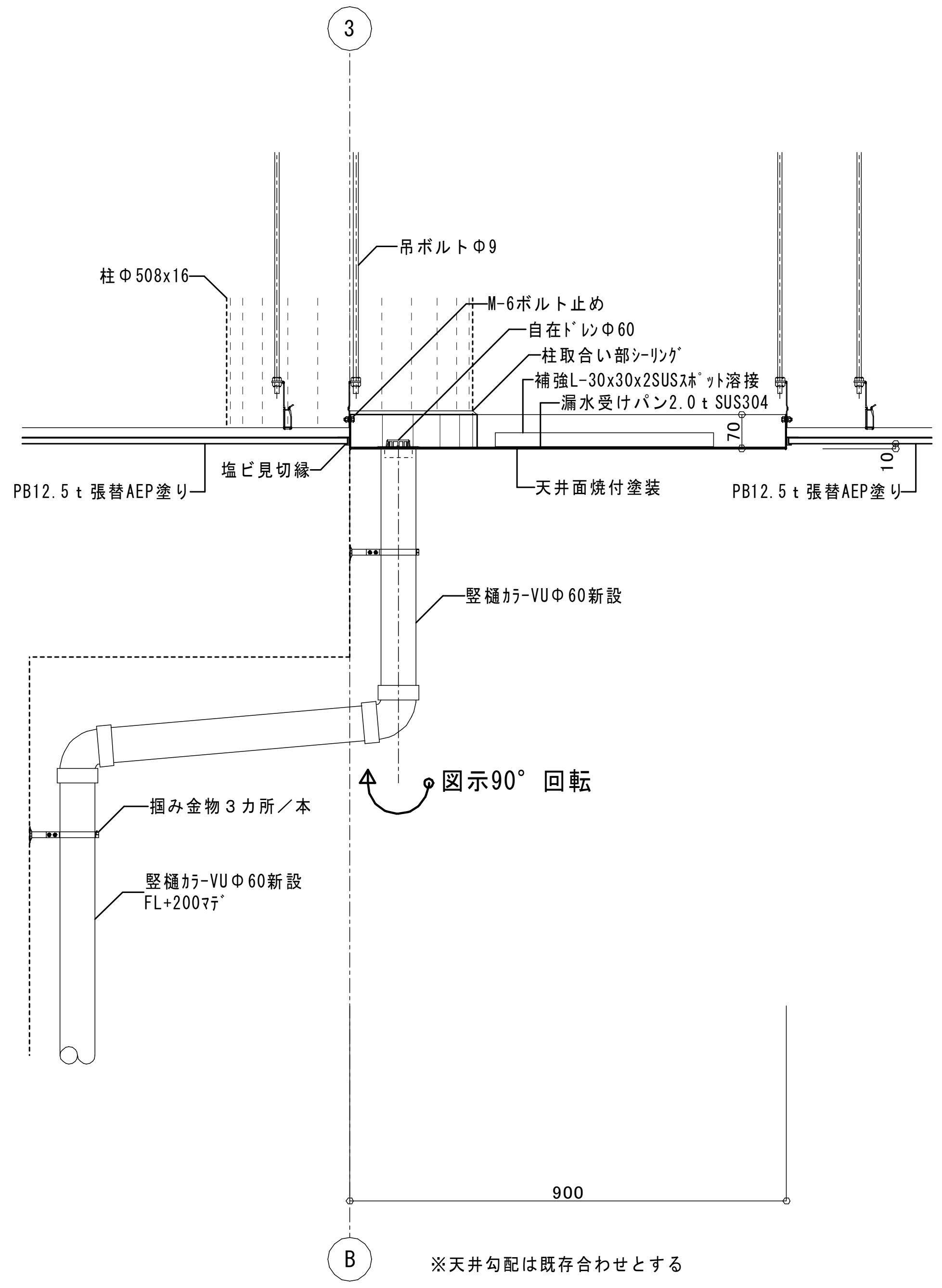

※天井勾配は既存合わせとする

SUS漏水受け天井パン断面詳細図　S=1:15

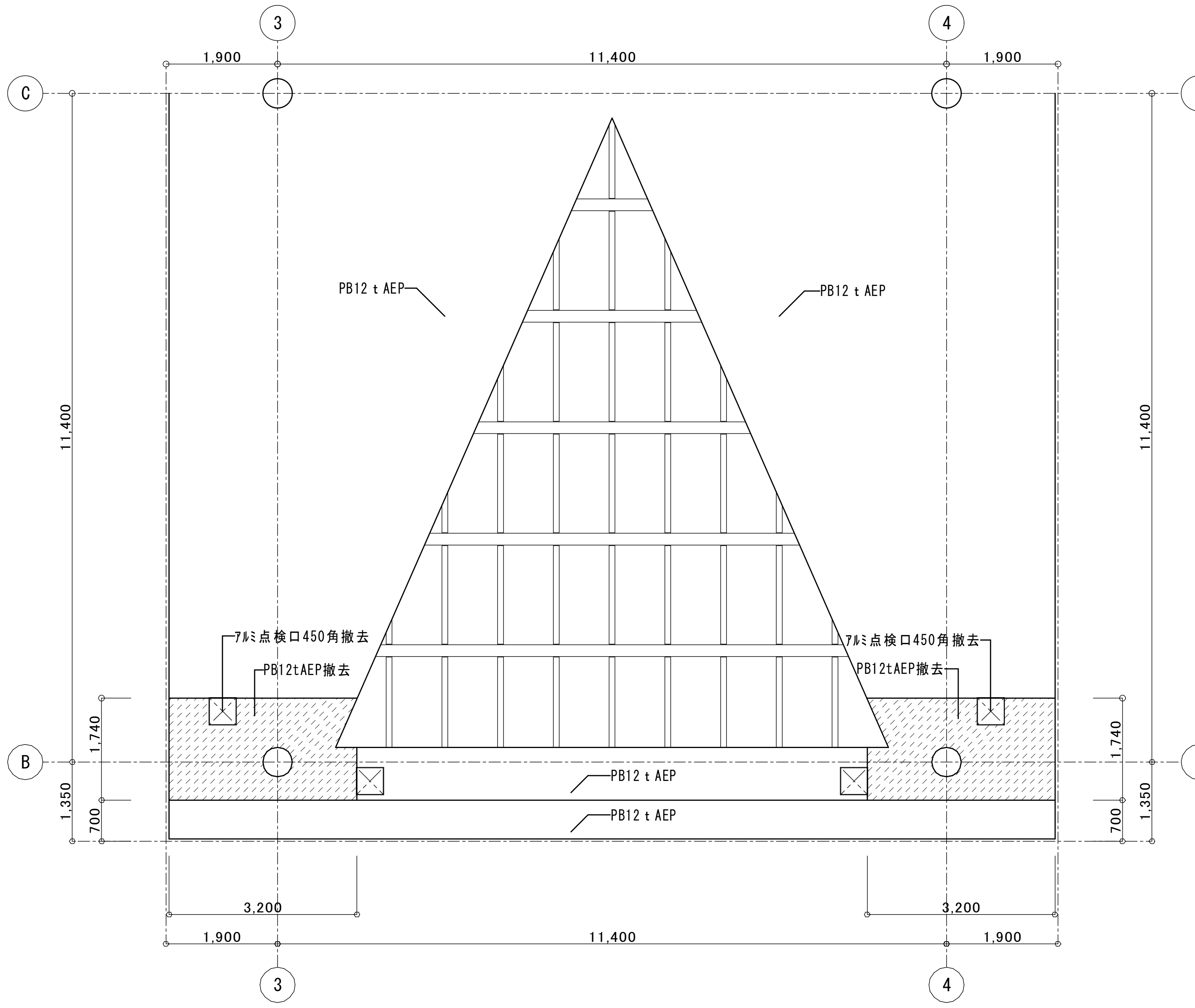

センタープラザ上部天井伏図（改修前）　S=1:100

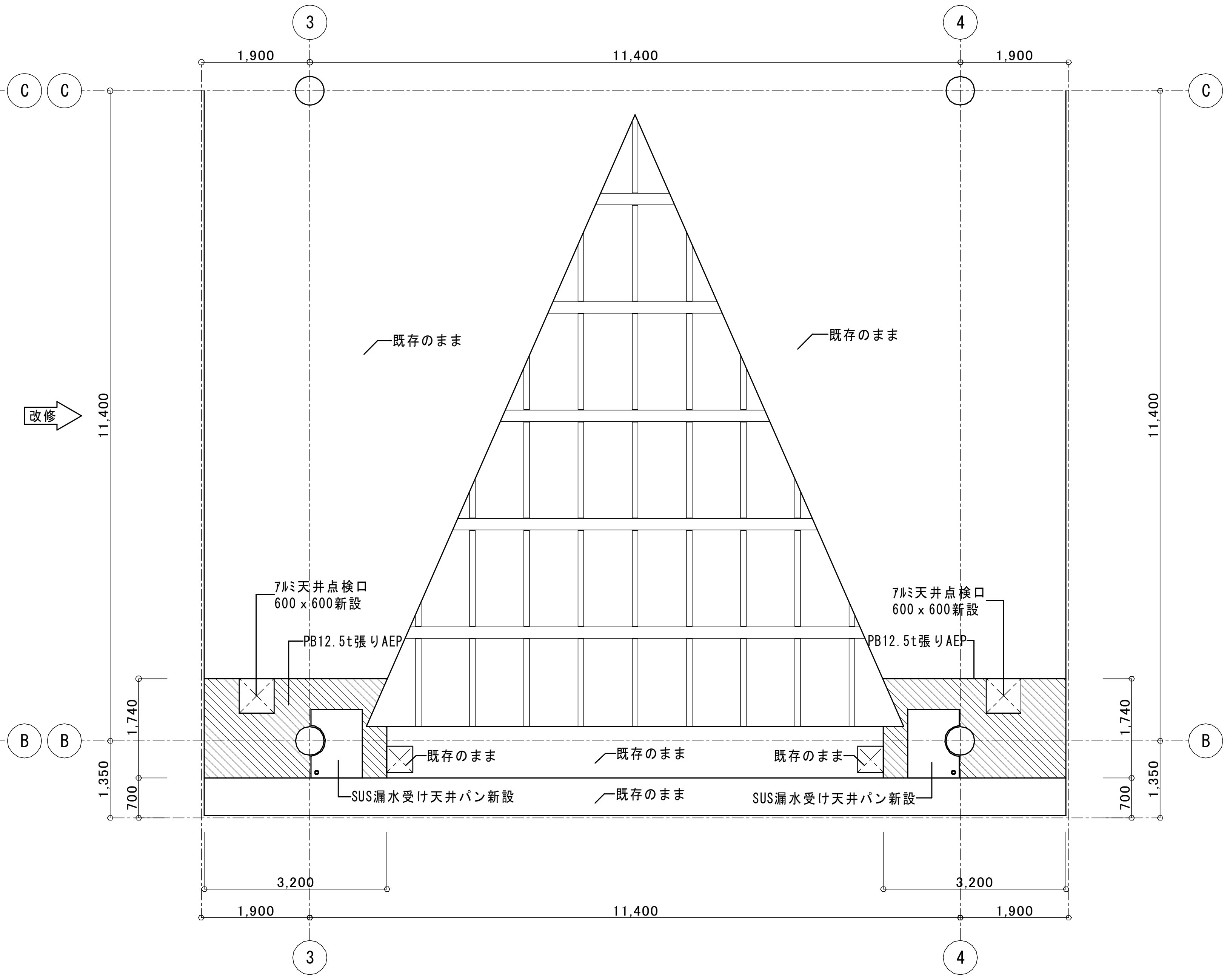

センタープラザ上部天井伏図（改修後）　S=1:100

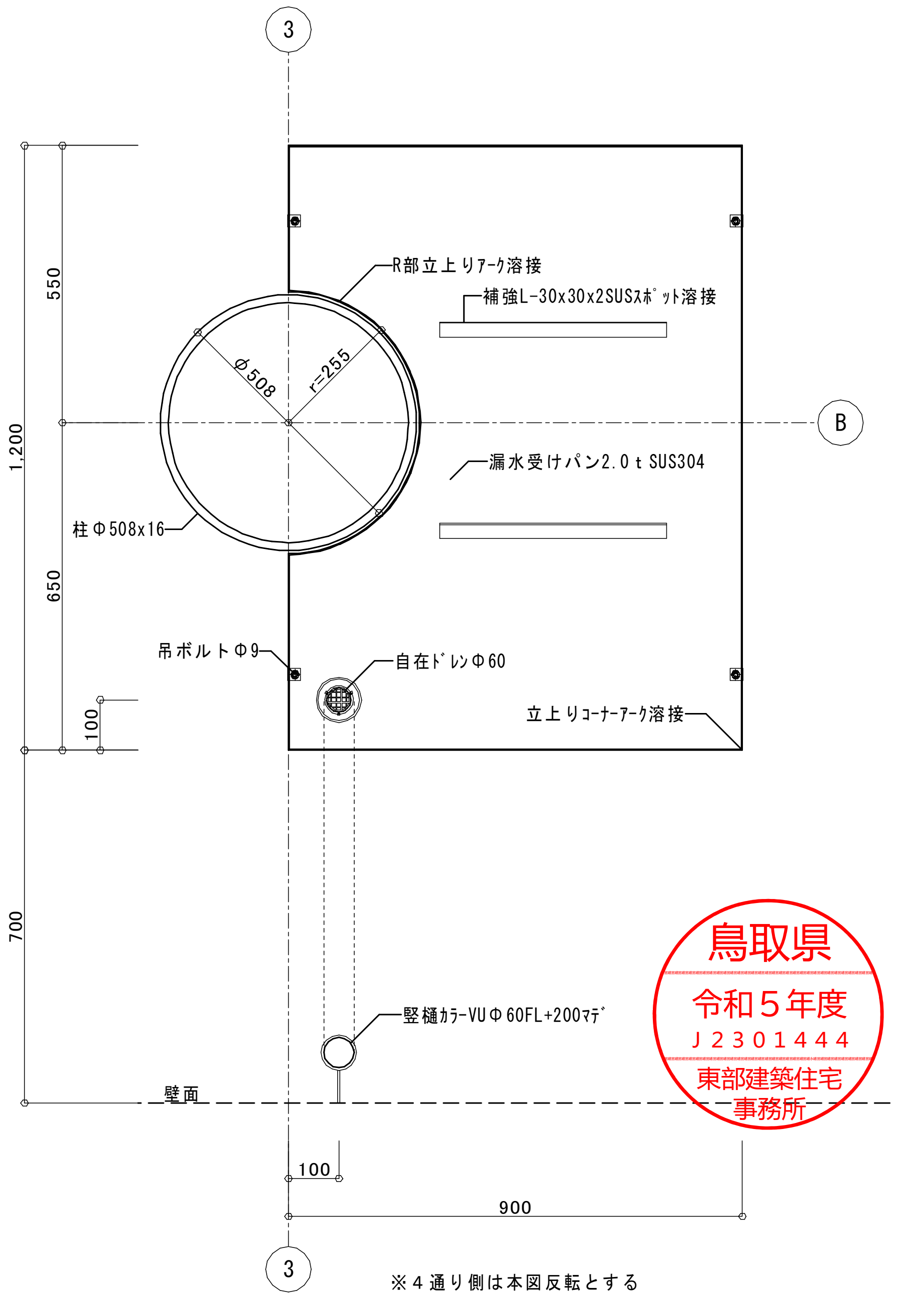

※4通り側は本図反転とする

SUS漏水受け天井パン伏図　S=1:15

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第883号	一級建築士登録 第139287号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK / DESIGN / DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME センタープラザ上部屋根伏図、天井伏図（改修前・後） ＳＵＳ漏水受けパン伏図、断面詳細図	SCALE 1:100 1:20 1:15 / NO A－14

風除室1・2　屋根詳細図（改修前・改修後）

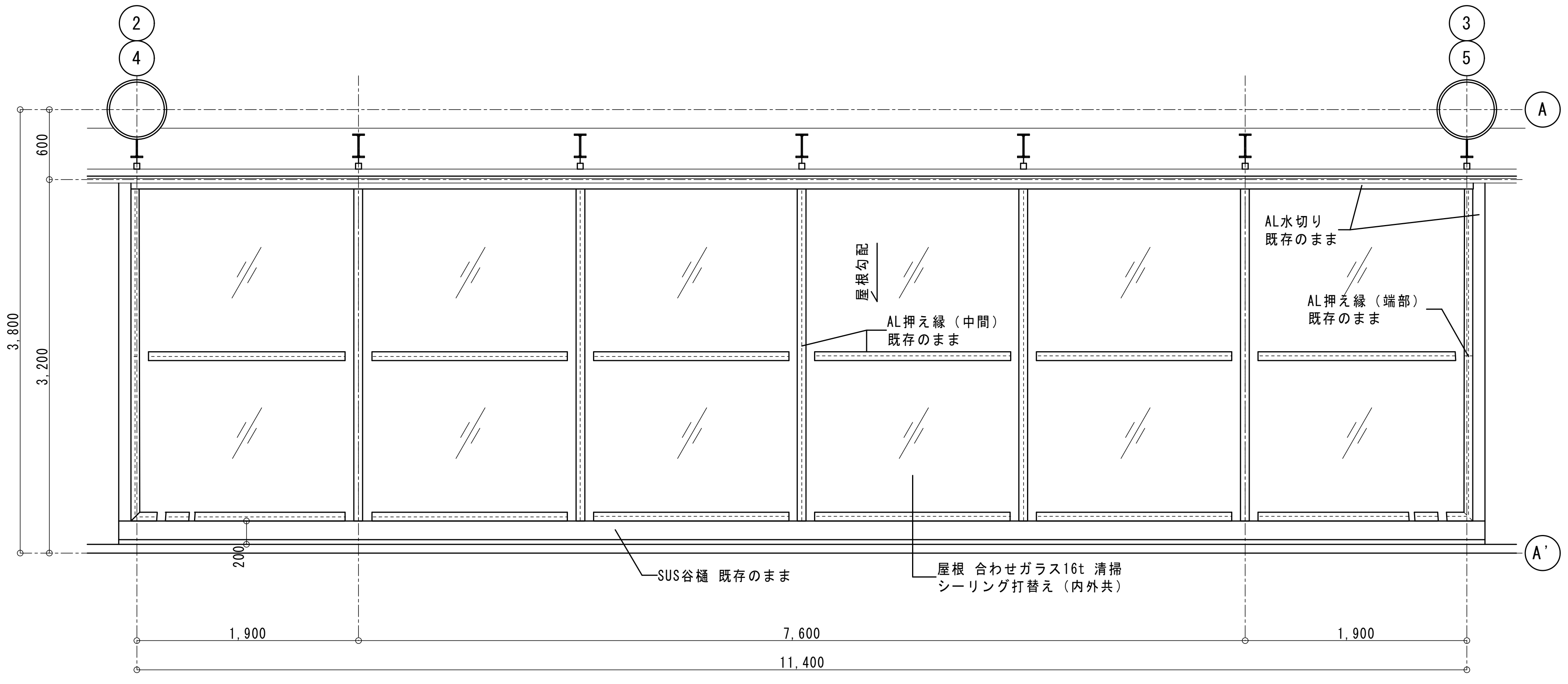

風除室 屋根伏図（改修前・改修後）　S=1:50

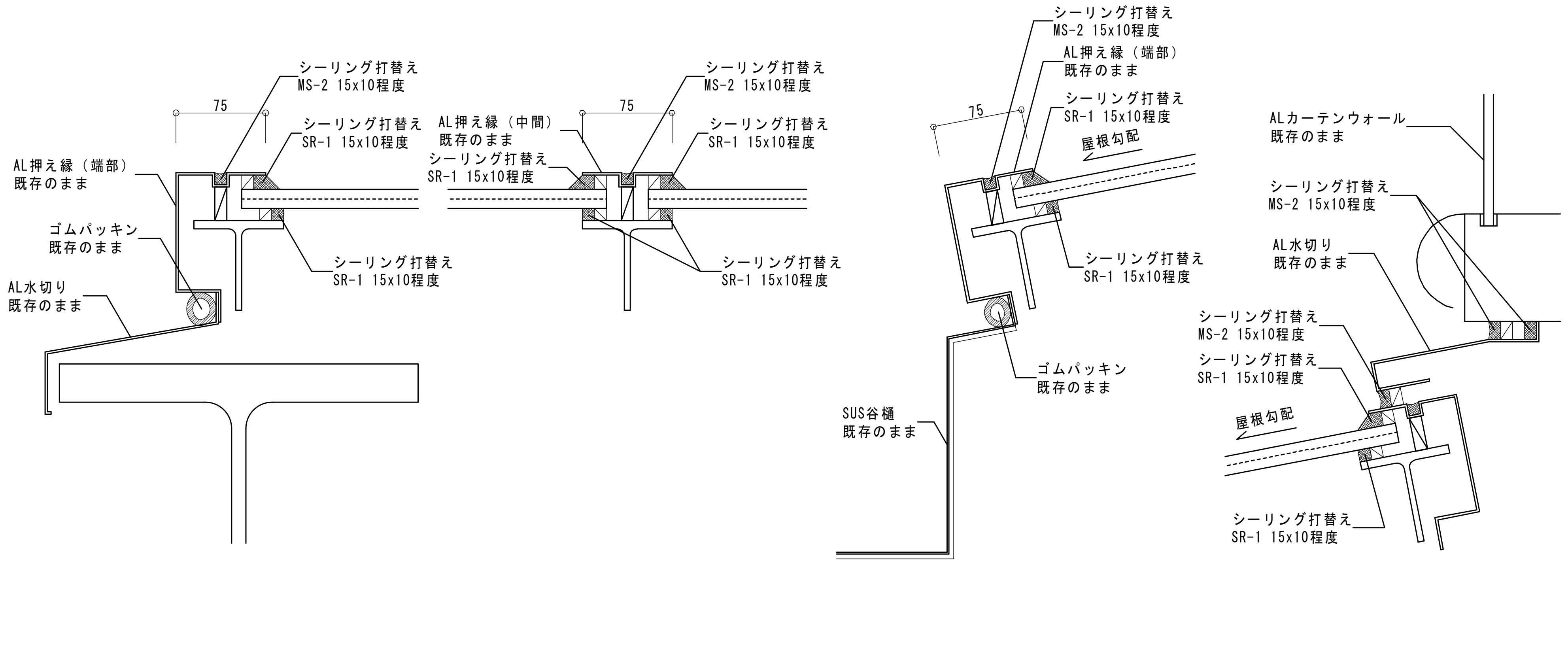

ケラバ詳細図　S=1:5

中間部詳細図　S=1:5

水下側詳細図　S=1:5

水上側詳細図　S=1:5

風除室1・2　断面図（改修前・改修後）

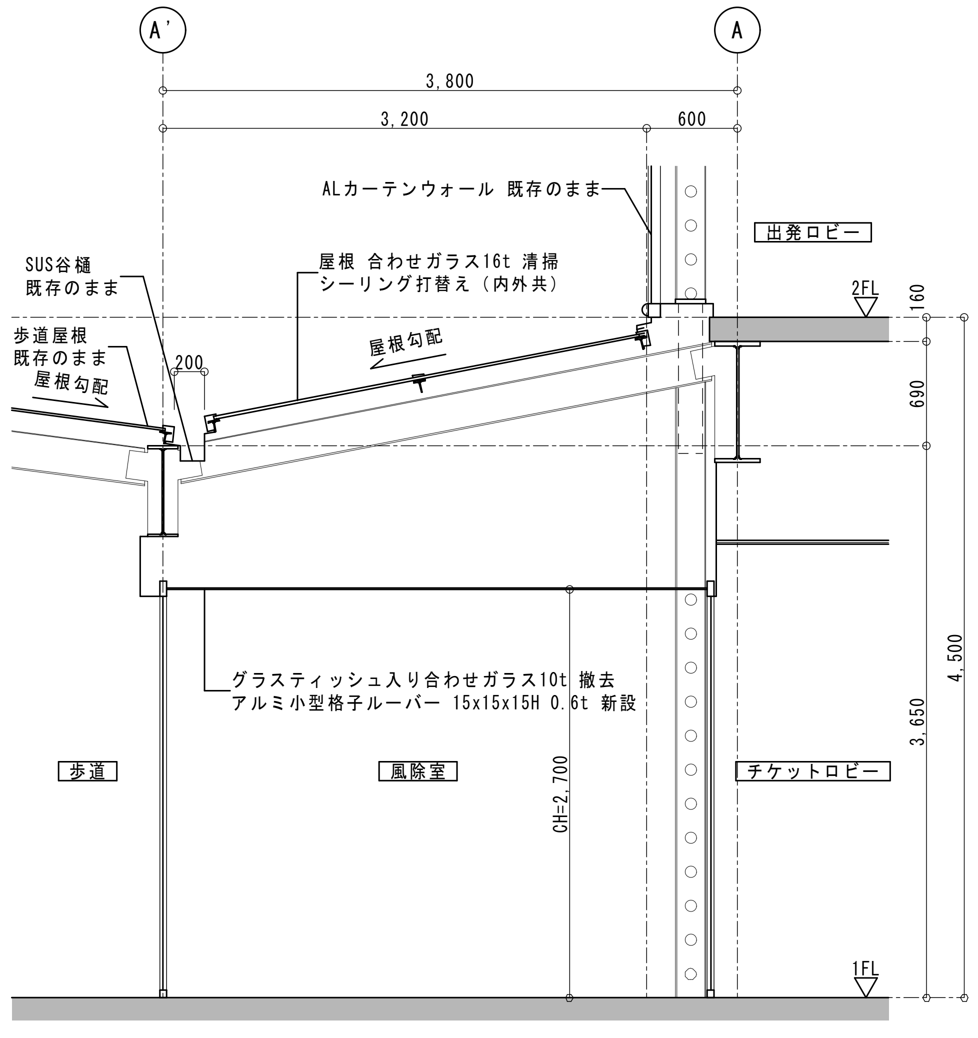

風除室 断面図　S=1:50

■注記
・風除室１、風除室２共に同様の改修とする。

風除室1・2　天井詳細図（改修前・改修後）

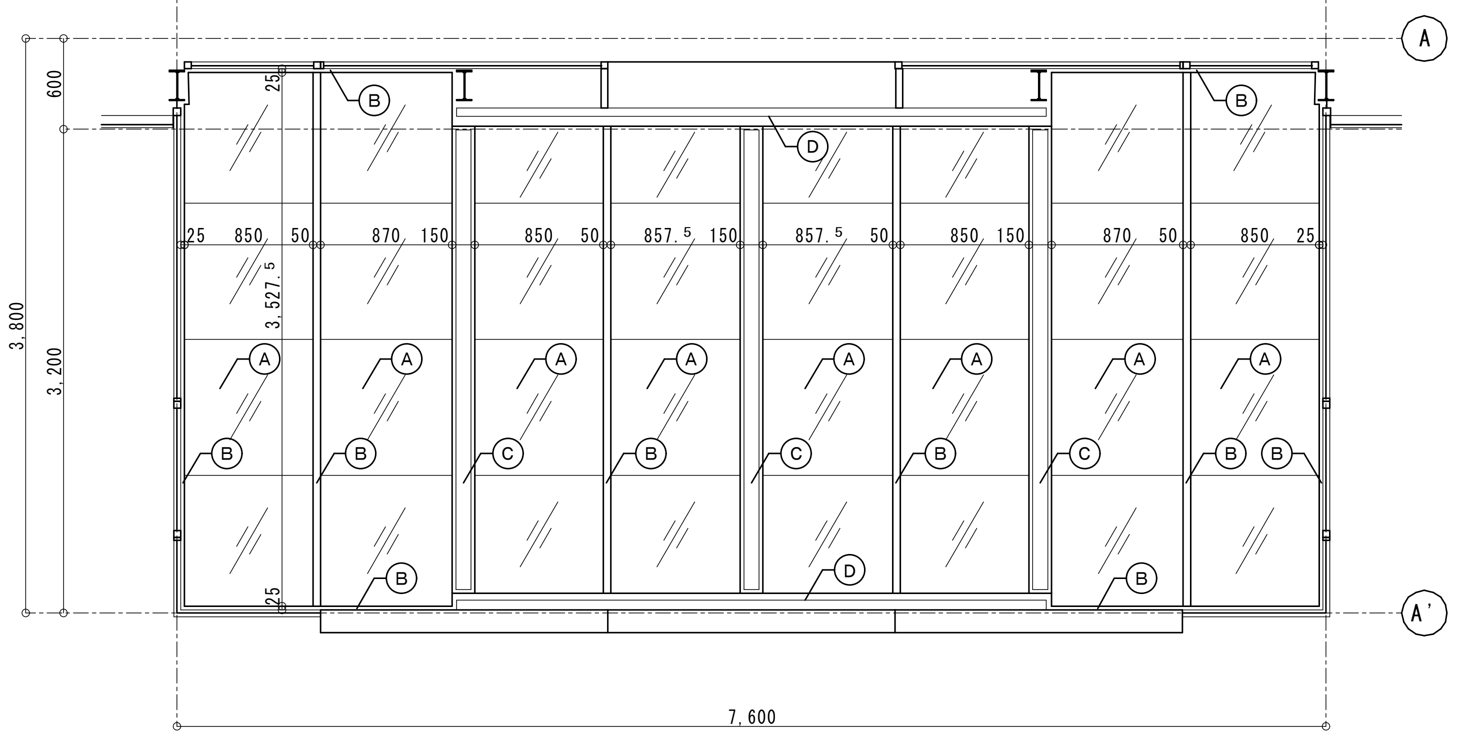

風除室 天井伏図（改修前）　S=1:50

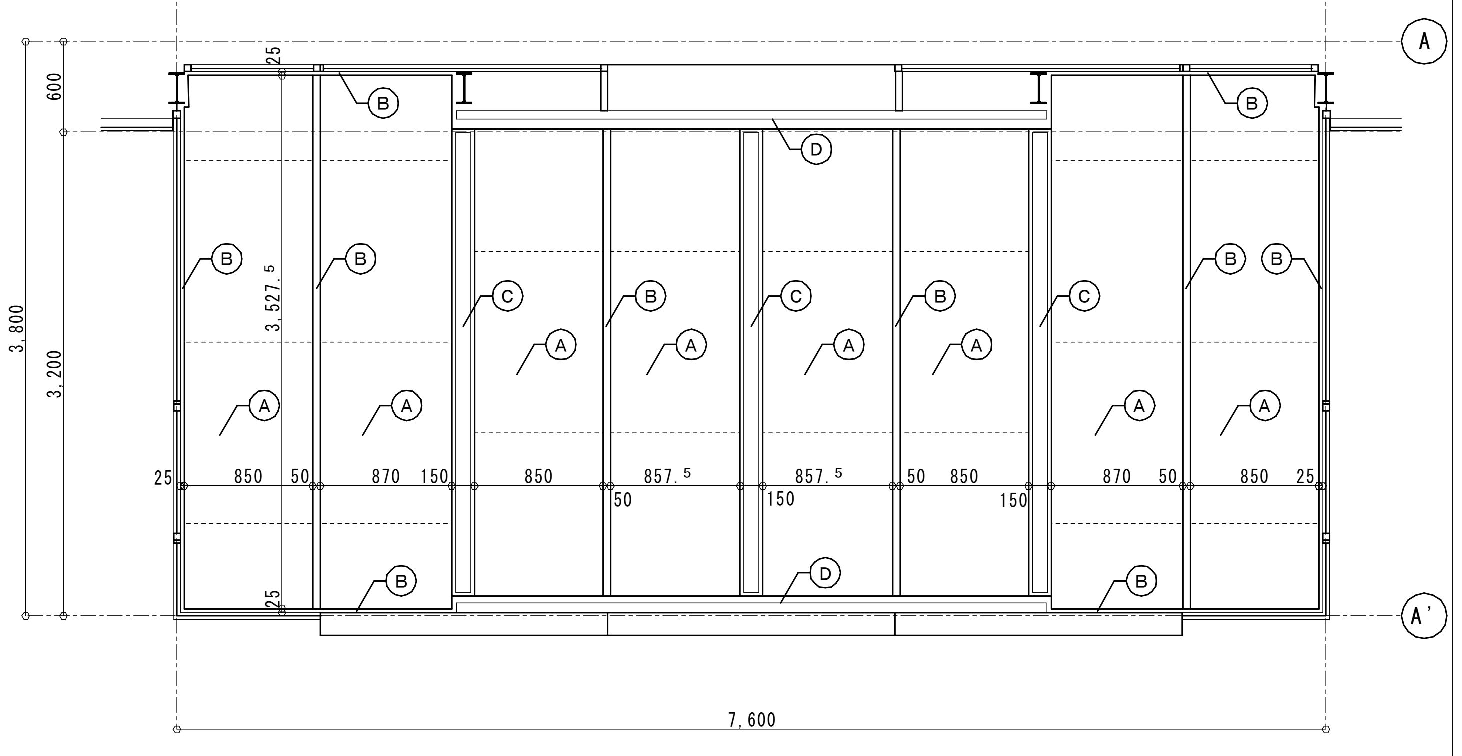

風除室 天井伏図（改修後）　S=1:50

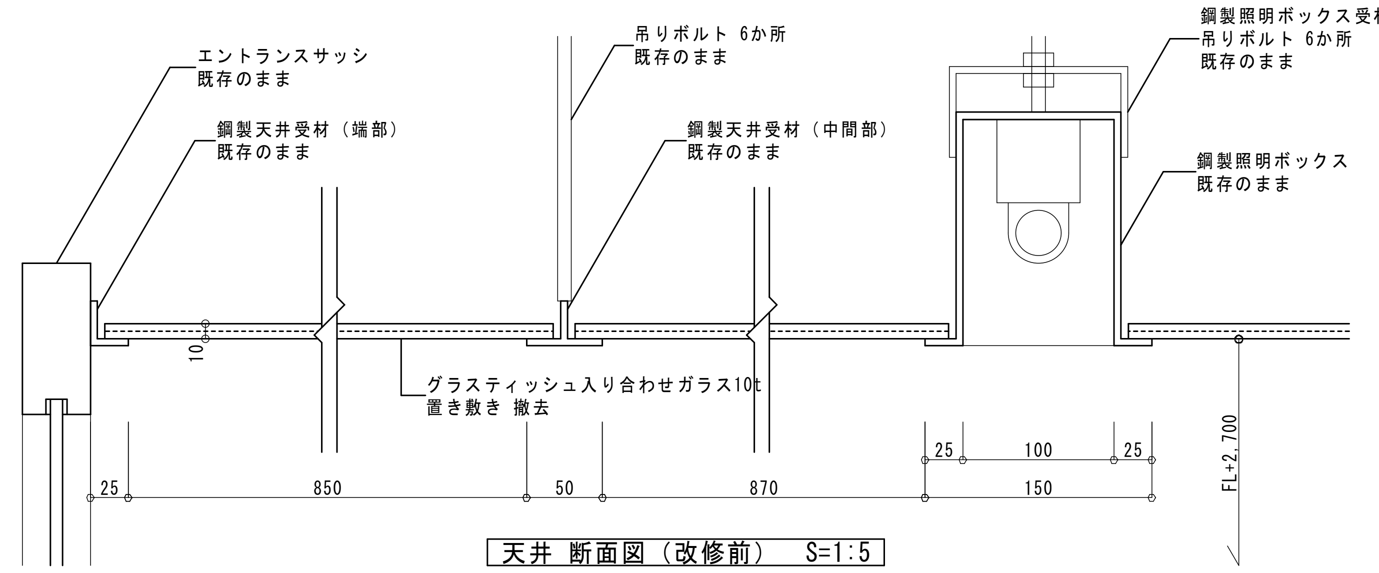

天井 断面図（改修前）　S=1:5

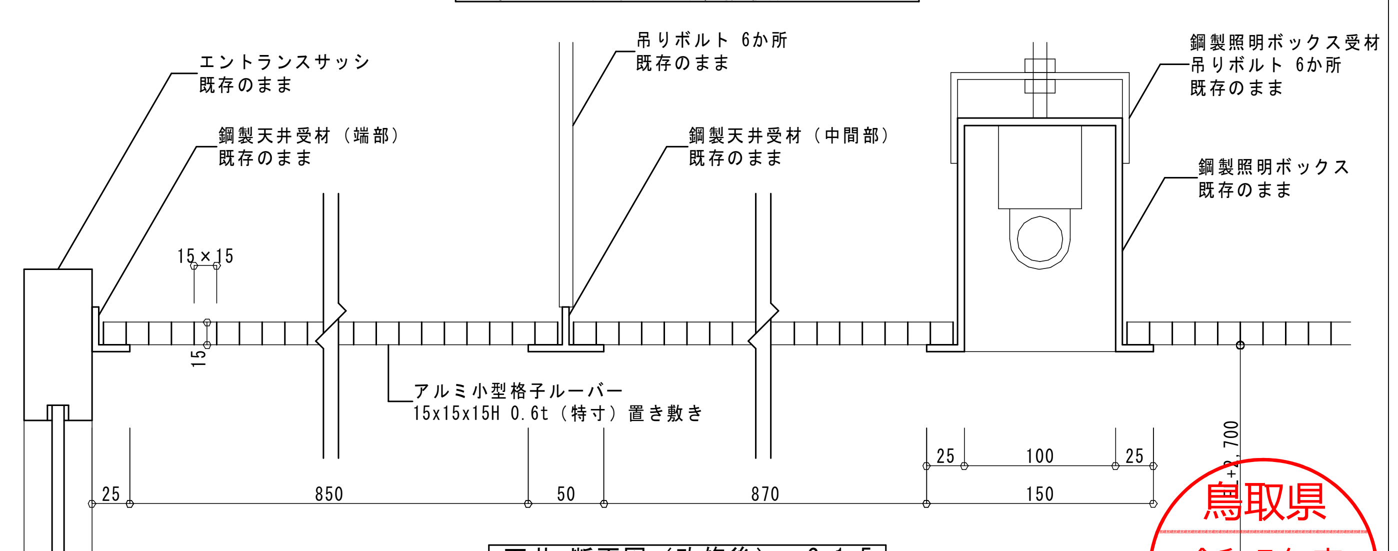

天井 断面図（改修後）　S=1:5

仕上凡例

Ⓐ	改修前	グラスティッシュ入り合わせガラス10t 置き敷き 撤去	Ⓒ	改修前	鋼製照明ボックス（PL-4.5t）
	改修後	アルミ小型格子ルーバー 15x15x15H 0.6t 置き敷き 新設		改修後	既存のまま
Ⓑ	改修前	鋼製天井受材（PL-4.5t）	Ⓓ	改修前	自動ドアエンジンボックス
	改修後	既存のまま		改修後	既存のまま

■注記
・アルミ小型格子ルーバーは吊りボルト等に対して落下防止ワイヤー（SUS1.0φ）を取り付けること。ワイヤーはルーバー1枚当たり2か所以上とし、対角に吊り合い良く設けること。
・アルミ小型格子ルーバーは下記同等品以上とする。
ABC商会　アルミナス
STS工法（ジョイント部突付けクリップ留め）

鳥取県
令和５年度
J2301444
東部建築住宅事務所

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録 第１３９２８７号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE	DRAWING NAME	SCALE	NO
							鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	風除室（改修前・後）屋根伏図、天井伏図、断面図、詳細図	1：50 1：5	A－１５

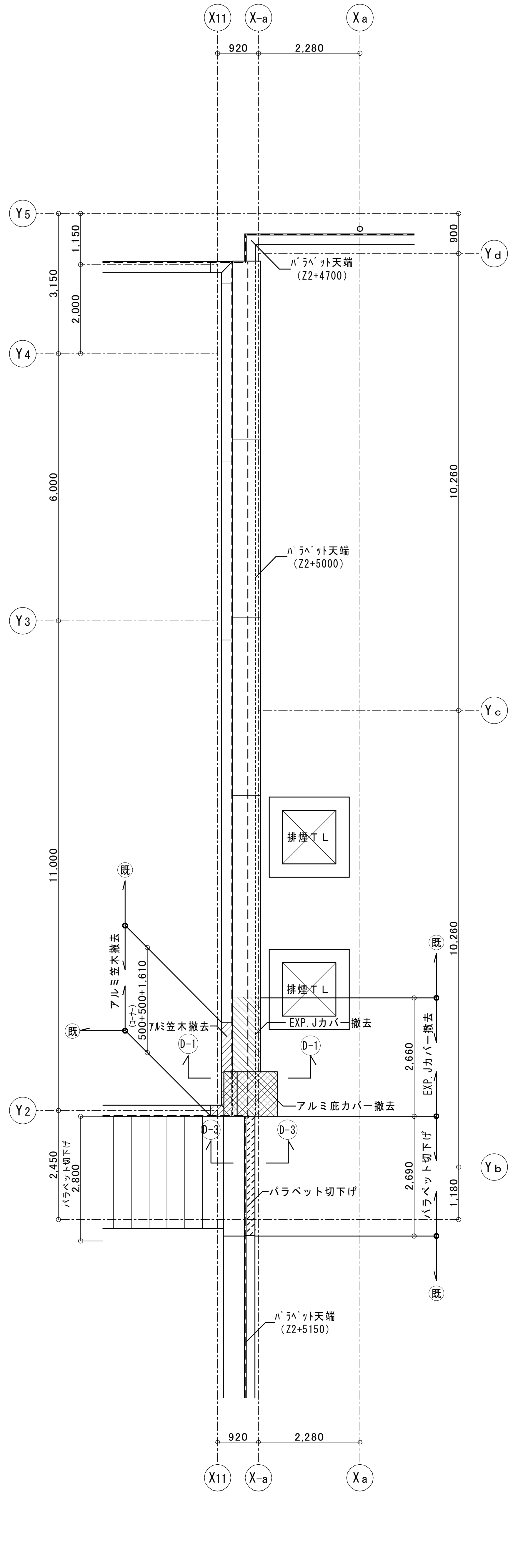

国内線ターミナルビル・中央棟EXP.J周り伏図（改修前） S=1:100

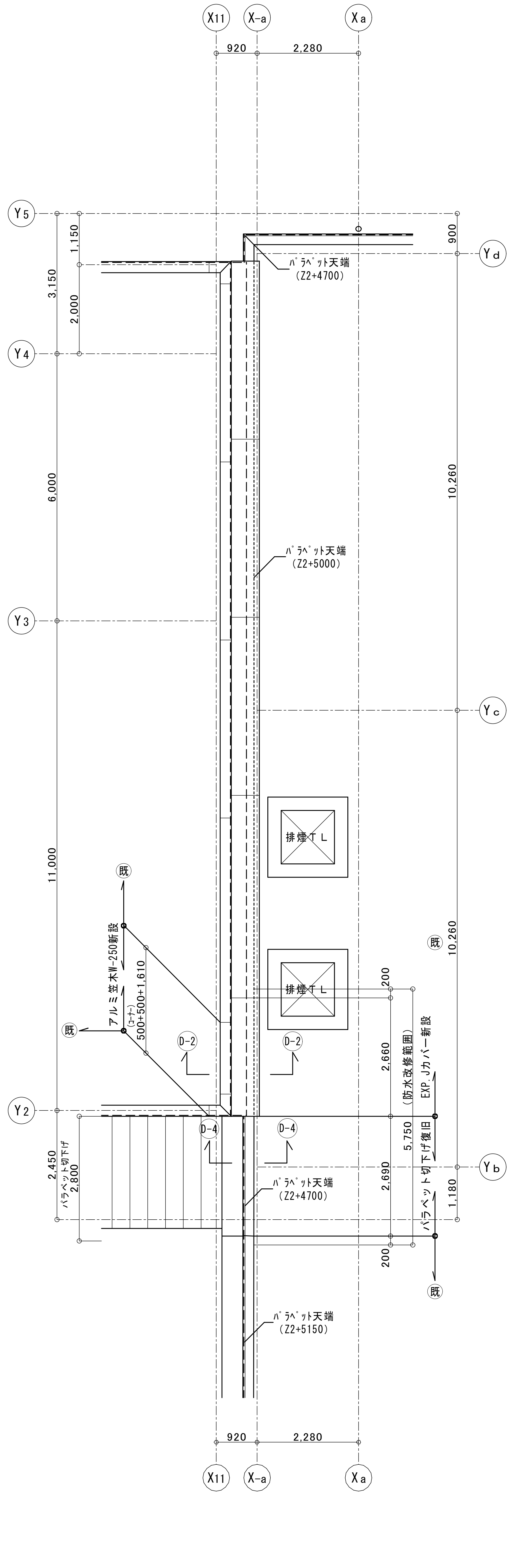

国内線ターミナルビル・中央棟EXP.J周り伏図（改修後） S=1:100

D-1 詳細図 S＝1：15

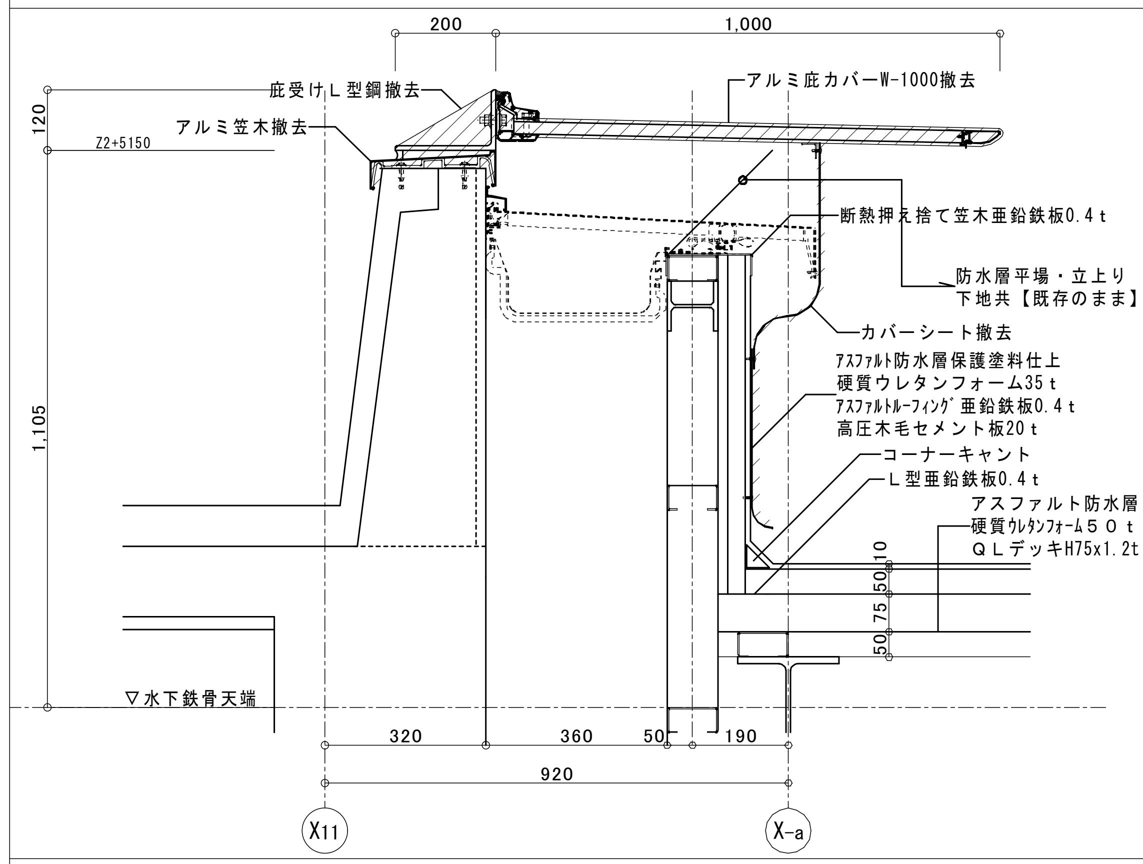

D-2 詳細図 S＝1：15

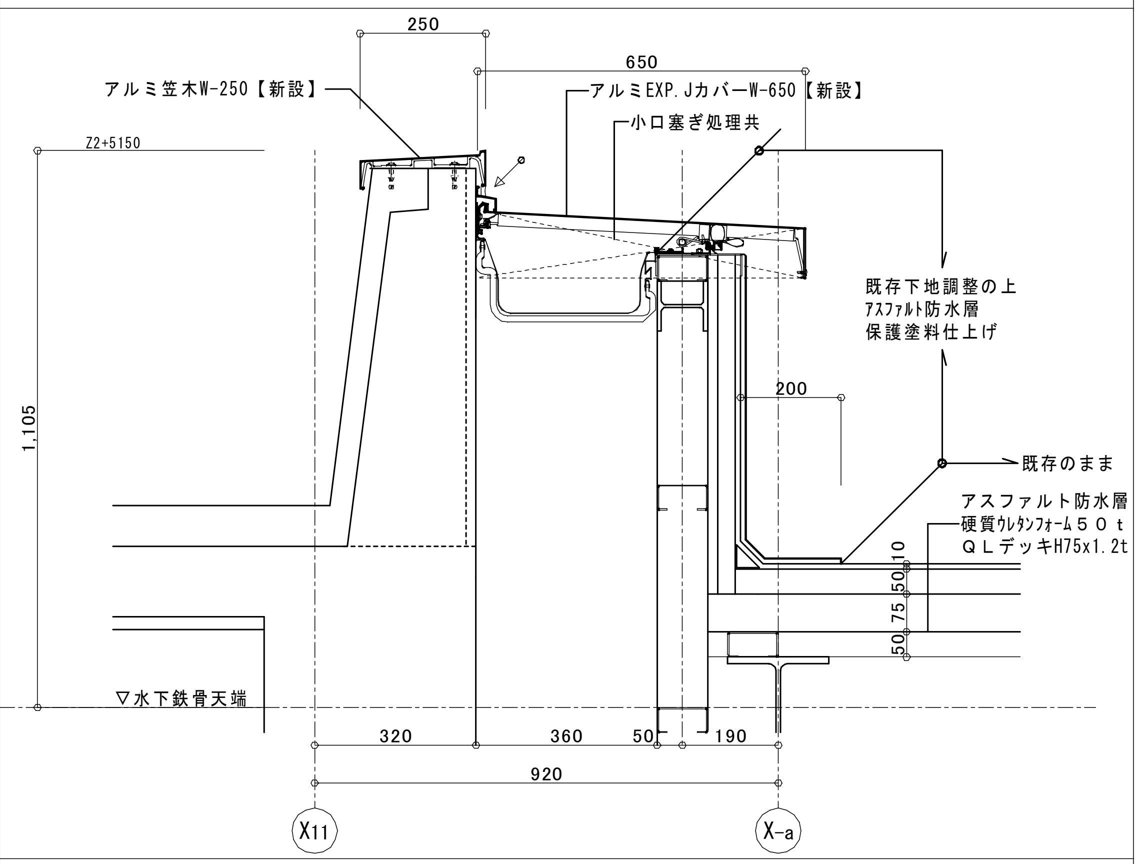

D-3 詳細図 S＝1：15

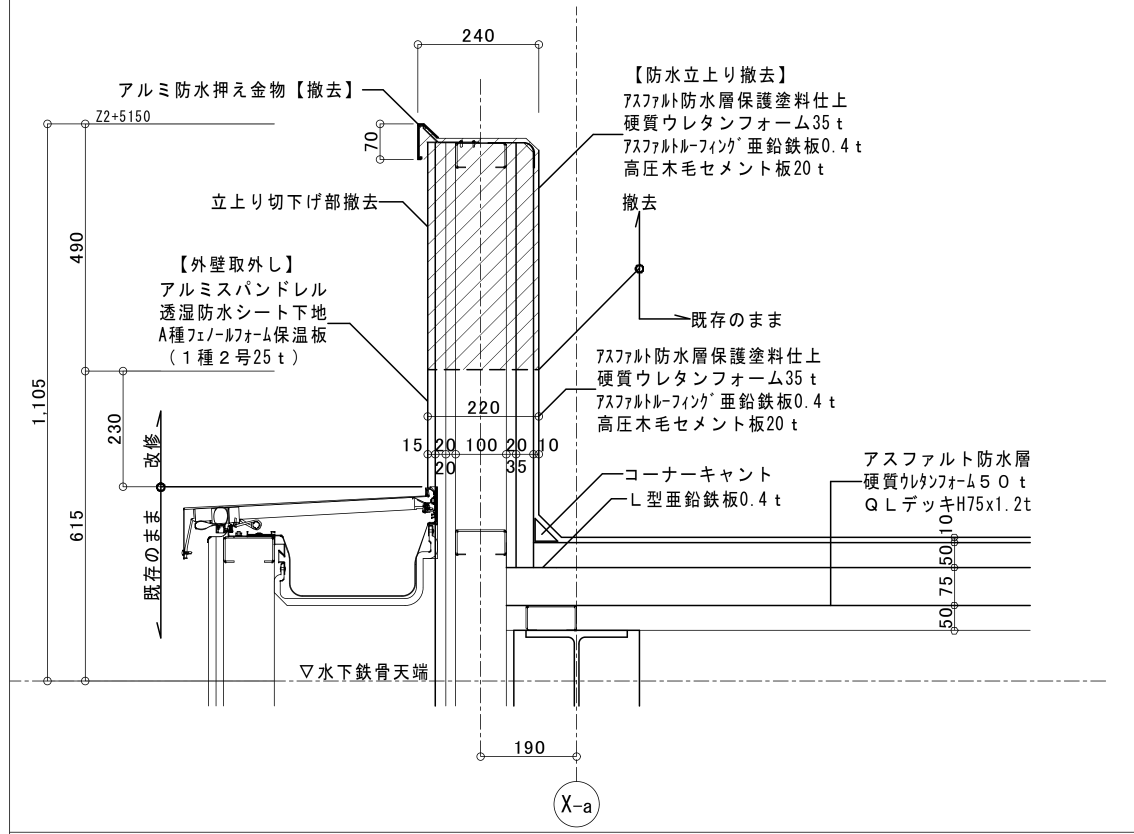

D-4 詳細図 S＝1：15

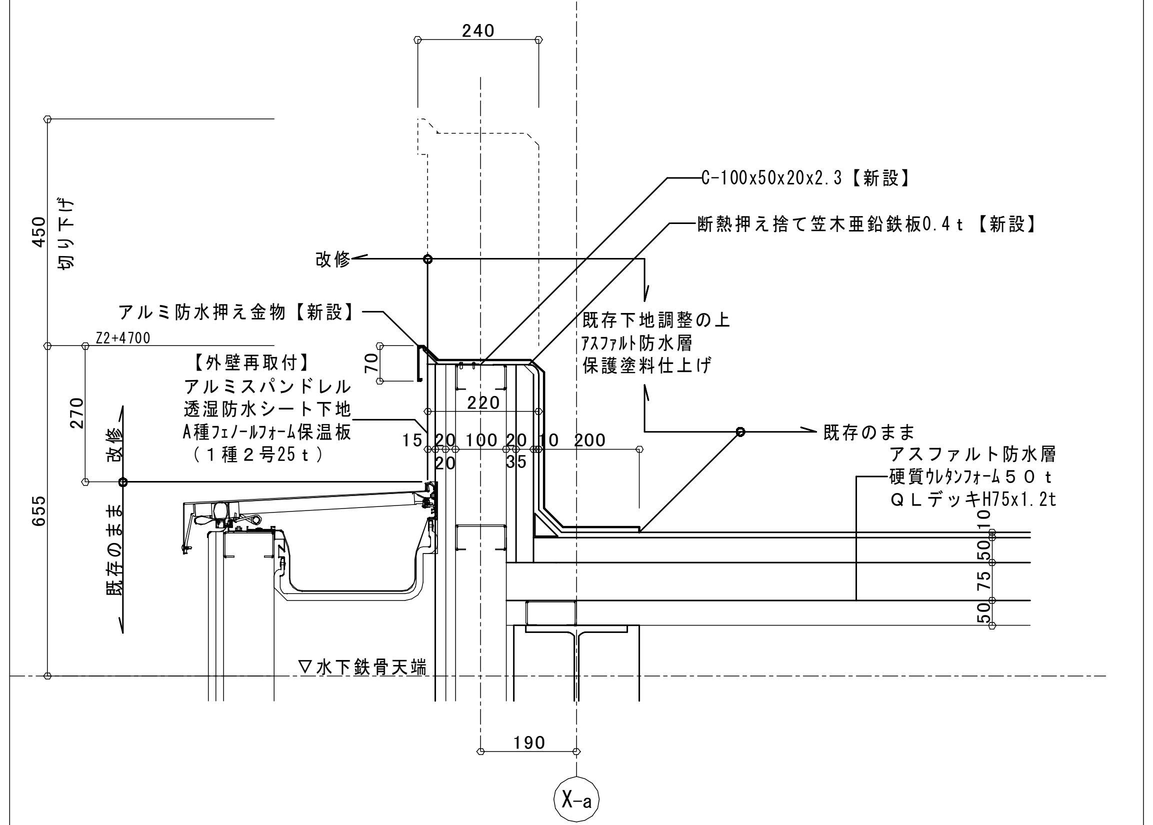

壁EXP.J周り取外し・再取付（参考図） S＝1：15

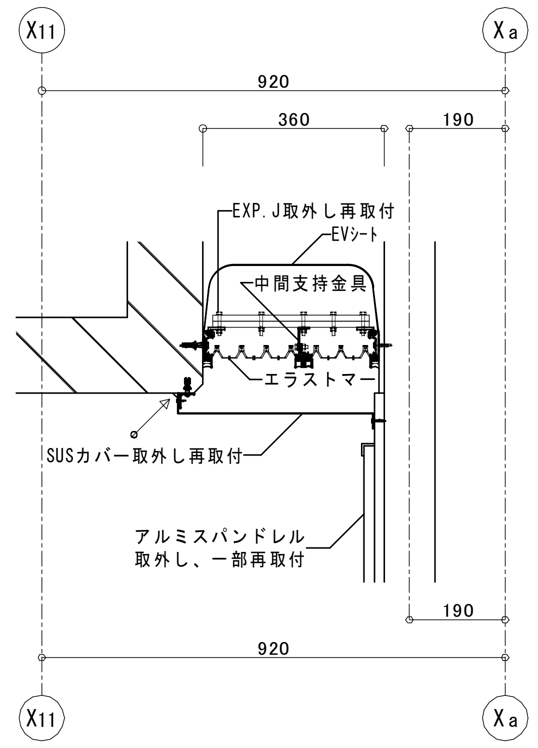

鳥取県
令和５年度
Ｊ２３０１４４４
東部建築住宅事務所

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録 第１３９２８７号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK / DESIGN / DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 国際線ﾀｰﾐﾅﾙ・中央棟EXP.J周り伏図（改修前・後）詳細図	SCALE 1:100 1:15	NO A－16

― 特記仕様 ―

以下の仕様書を適用とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準仕様書」という。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準図」という。）

― 注記 ―

1. 図中太線を撤去とし、細線は既設のままとする。
2. 図示なき機器・配線等ある場合は、監督員と協議すること。

凡 例

記号	名称	仕様	
(調光盤記号)	既設調光盤	既設　屋内鋼板製自立形	既設のまま
∝◁	LED投光器	天井直付	既設取外し再取付
⊗	プラッシュプレート(樹脂P)	図示による	撤去・新設
⊠	プルボックス	図示による	新設
□	アウトレットボックス	中浅　C付	撤去

図中、特記なき配管及び配線は下記による。

F3　EM-EEF1.6-3C　(天井隠蔽配線)

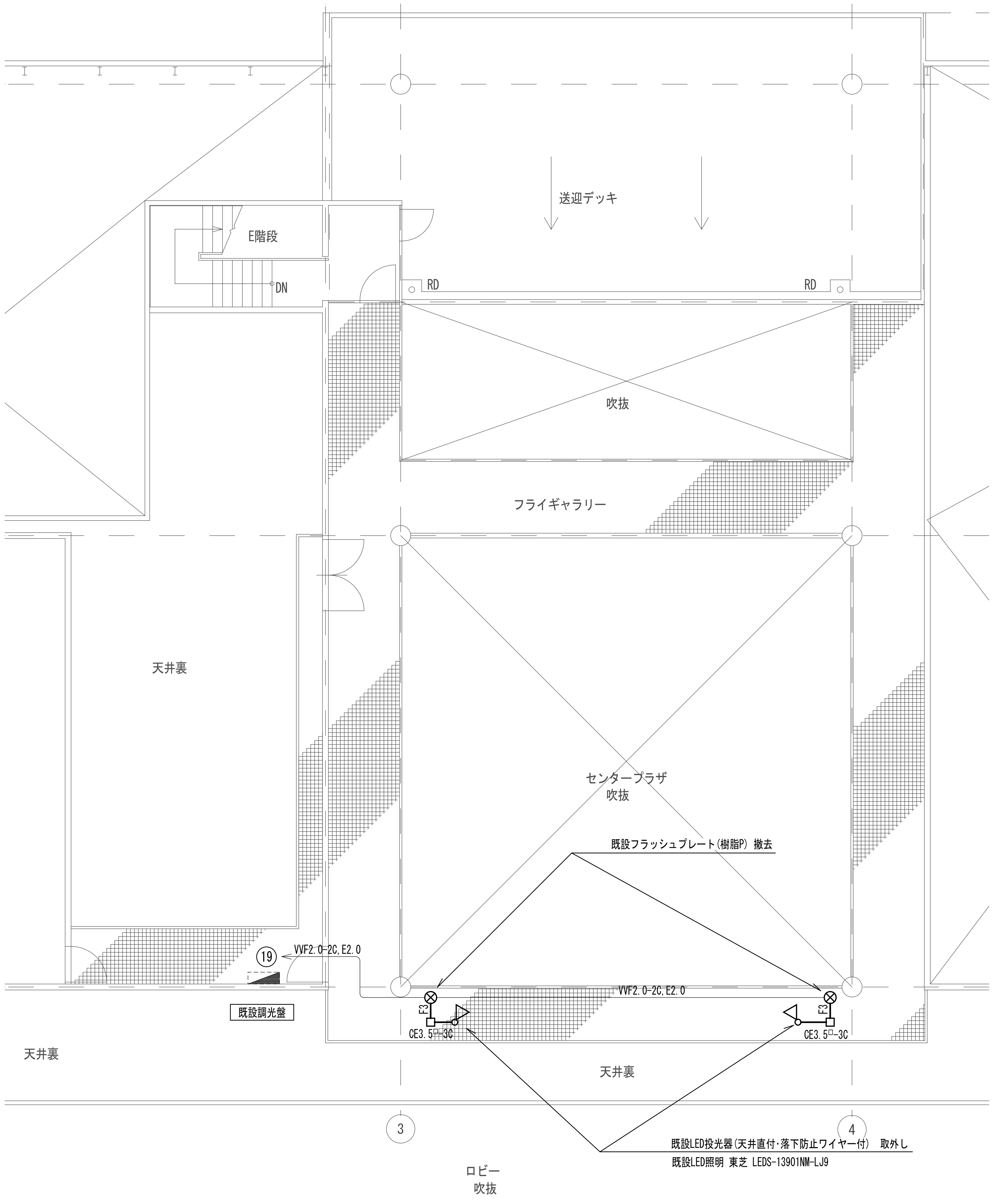

電灯設備　3階センタープラザ吹抜廻り撤去図　S=1:100　【改修前】

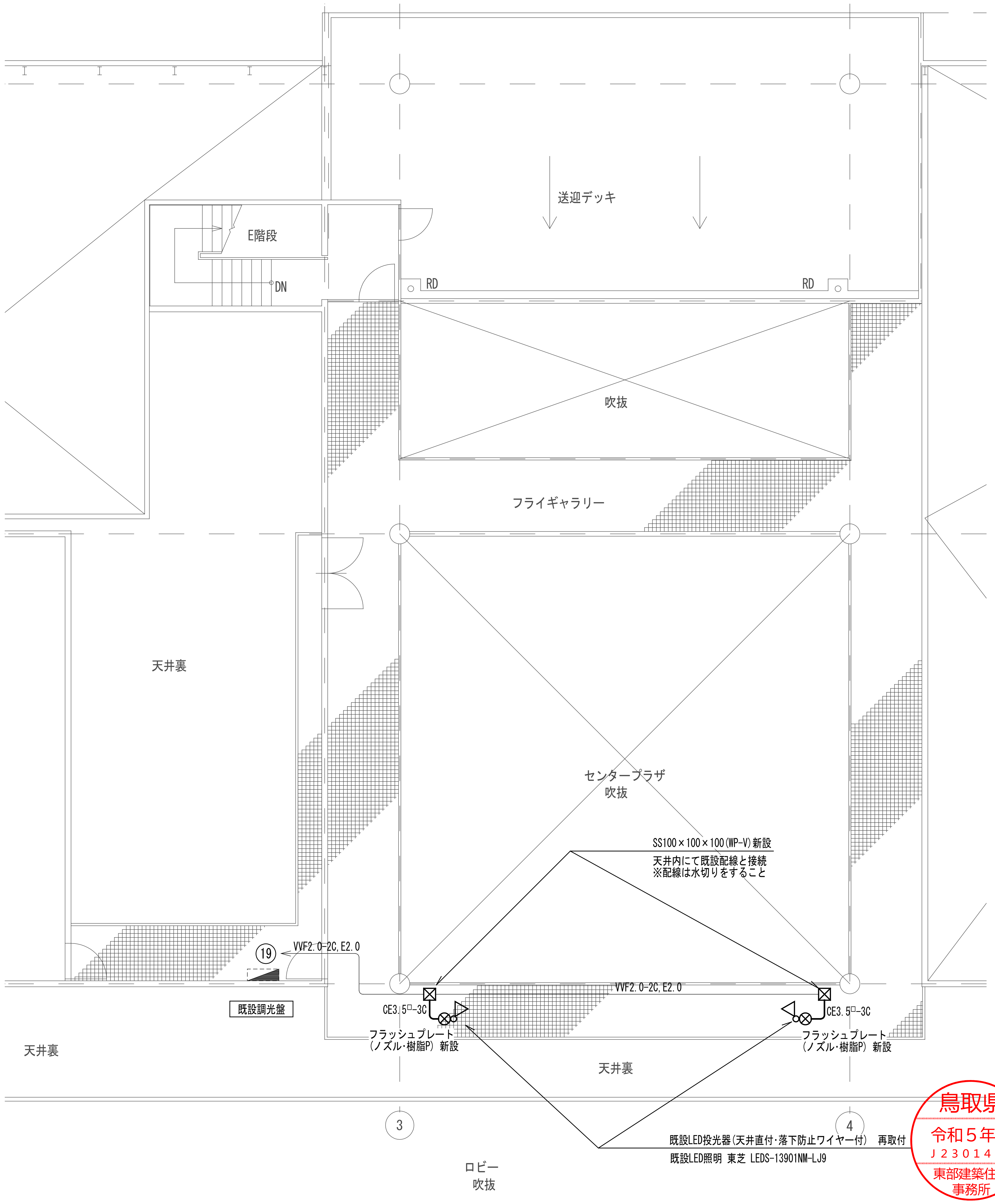

鳥取県
令和５年度
J２３０１４４４
東部建築住宅事務所

電灯設備　3階センタープラザ吹抜廻り改修図　S=1:100　【改修後】

有限会社 保木本設計	一級建築士事務所 鳥取県知事登録第８８３号	一級建築士登録 第１３９２８７号 管理建築士 保木本 啓一	CHECK	DESIGN	DRAW	PROJECT NO	TITLE 鳥取砂丘コナン空港国際線ターミナル屋根等改修工事	DRAWING NAME 電灯設備　3階センタープラザ吹抜廻り撤去図、改修図 (国際線ターミナル、中央棟)	SCALE 1:100	NO E－０１